

1. 議事日程

(平成17年第4回安芸高田市議会12月定例会第2日目)

平成17年12月14日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

6番 川 角 一 郎 7番 塚 本 近

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	廣 政 克 行
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	福 田 美 恵 子	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	杉 山 俊 之	消 防 長	村 上 紘
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向 原 支 所 長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯	高 齢 者 福 祉 課 長	沖 野 和 明
福 祉 保 健 課 長	重 本 邦 明		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
時間が参りましたので、始めさせていただきます。  
ただいまの出席議員は、22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
6番 川角一郎君、7番 塚本近君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の  
とおり3回までといたしますので、予めご承知おきください。  
それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

9番 松村ユキミさん。

- 松村議員 議長、9番。  
おはようございます。新政会の松村ユキミでございます。早速では  
ございますが、先に通告いたしております2項目について、お尋ねいた  
します。

まず、1点目については、就学前教育の充実についてお伺いをいた  
します。

昨今の低年齢化非行に加え、働く意欲を持たない若者の増加が、大  
きな社会問題となっております中で、幼児教育、とりわけ就学前教育  
への関心が高まっておるところでございます。

さて、本市におきましては、現在、公立、私立、あわせて2施設の  
幼稚園、その在籍数は現在4月現在、77名となっております。一方、  
保育園におきましては、公立、私立、14施設で、在籍数815名と  
なっております。もとより幼稚園は、文部科学省の所管、保育園は、  
厚生省という扱いの中で、本市におきましては、大方の園児が、カリ  
キュラムに沿った就学前教育を受けないまま小学校に入学しているの  
が、現状ではないかと思っております。安芸高田市新教育戦略21にも示し  
をいただいておりますように、その重要性を強く考えるものでござい  
ます。

今後、一層働く母親が増加、予想される中で、早急な取り組みが必  
要ではないかと考えますが、市長、教育長の所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、少子化対策についてお尋ねをいたします。

バブルの崩壊によります景気低迷の続く中で、中国地方製造業が、2005年9月中間決算におきまして、地場企業の業績が上向き、製造業、自動車販売の好調が報じられたところでございます。

さて、少子化対策を考えます時に、まず、若者定住による人口増加を考える上で、現在も推進されております住宅の整備、道路網の整備、福祉の充実等、多方面への促進が必要であろうかと思えます。中でも、来年度建設スタートの予定となっております農産物加工場の設立は、農産物の消費拡大と雇用において、大きな活性化であると信じております。そうした中、本市におきましても、工業団地内におきまして、長年にわたって休業停止の工場も目につくところですが、若者の就労場所確保のためにも、企業の誘致を考えるべきと考えますが、市長の所見を伺いたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。松村議員さんのご質問でございます。お答えをいたします。

まず、第1に、就学前教育の充実ということでございます。ただいまの松村議員さんのご質問については、議員のご指摘のとおり、幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期でございます。

議員のご質問にございました幼稚園教育要領、保育所保育指針は、文部科学省、厚生労働省が連携をして、互いの内容の整合性を図って策定されておるわけでございます。

幼児教育の充実のためには、まず、各幼稚園、保育所が、これらを教育、保育の重要な基準、あるいは指針として位置付け、ねらいや趣旨を達成できるよう、実態に応じて具体的な取組みを進めていくことが、重要であろうかと考えております。

そのためには、互いの教育、保育内容を知ると同時に 教員、保育士の専門性を高めるということが、非常に大切になってまいります。今後、ますます県主催の研修会等への積極的な参加を促すとともに、幼児教育充実への適切な指導支援ができますように、教育委員会担当者の専門的力量的向上を図るよう、努めていかなければならないと考えております。

また、市内幼稚園長、また、保育所長、学校関係者等で構成する仮称、幼保小連携教育推進協議会の設立も視野に入れて、幼児教育の質的向上を図る具体策を、研究してまいりたいと考えております。

親にとっても、孤立感を感じやすく、育児不安という課題が生まれてきている今日、子育て支援も含めて保育行政を所管する福祉保健部と積極的な連携の上、幼児教育の充実に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、少子化対策についてでございます。少子化対策に係ります、若者の就業場所の確保のための企業誘致についてのお尋ねでございま

すが、ご指摘のとおり、少子化対策の一環といたしましての若者定住、Uターン、Iターンへの施策は、住宅、道路網、教育、福祉、医療、就業の場の提供など、総合的で多様な整備が必要であり、とりわけ企業誘致につきましては、経済基盤を成す就労の場の提供という重要な課題であると認識をいたしております。

市内の企業におかれましては、長引く景気低迷にあっても、厳しい経営状況の中で頑張っておられますが、行政が整備いたしております工業団地におきましては、現在1ヵ所が撤退をしております。これにつきましては、旧吉田町時代から新たな企業誘致に努力をいたしたところでございますが、景気の低迷という状況もあり、今日まで誘致がかなっておらないのが実状でございます。

今後も引続きあらゆる手法により、誘致活動の取り組みを進めて、就業の場の確保に努めるとともに、冒頭申し上げました多様な施策も併せて取組んでまいりたいと思います。

議員ご指摘のように、現在、農林省、農林水産省の補助事業で取り組んでおります、農産物処理加工施設が完成いたしますと、大体、百人程度の雇用もできると、このように考えておられます。これは、農業の振興と併せて、企業の誘致という視点からも、効果が出てくるのではなかろうかと、このように考えておりますし、また、昨日条例改正をいたしました市営住宅の問題につきましても、できるだけ子どもさんがおられる人に入ってもらいたいと、そういう意味で、一定の面積以上については、単身者以外で、その子どもさんがおられる家族の人に入ってもらおうという配慮で、条例改正もしたような状況でございます。

なお、引き続き、教育委員会、また、再度ご質問がございましたら、担当部課長の方から詳しい説明もさしていただければと、このように思います。よろしくお願いします。

○松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの、松村議員のご質問にお答えいたします。

三つ子の魂百までという言葉がございますが、幼児期におきます保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うという点で、非常に重要な時期であるにとらまえております。先ほども市長の方から、全体的なことについてのお話しがございましたが、私の方からは、多少具体的に話をさせてもらいたいと思います。

まず、保育所におきましては、厚生労働省が示した保育所、保育指針、そして、幼稚園におきましては、文部科学省が示しております幼稚園の教育要領によって、1年間どのような事業展開、あるいは、活動展開をするかということを決めるわけでございます。保育所はもとよりでございますが、幼稚園のこと、所轄しておりますので申し上げ

ますと、吉田幼稚園では、平成16年度広島県幼稚園教育課程研究協議会で、吉田幼稚園の実践内容を発表いたしました。これが、16年度の広島県幼稚園教育課程研究協議会で発表した吉田幼稚園の資料でございます。というように、幼稚園、保育所ともですね、それぞれ示された教育要領とか、あるいは、指針にしたがいまして、幼児教育の充実に私は努めておると、このように受け止めております。

また、去年は、保育所へ勤めておられる保育士の皆さんが、教育長の小学校教育も踏まえたうえで、保育所のあるべき姿についてお話しをしてもらいたいということがございましたので、県の教育委員会で、幼児教育についてのプランを出しておりますが、その中で、つながるということ 키워ドにしたテーマでの内容がございます。その具体について、多少なりとも話をさせていただいて、そして、幼稚園、保育所とも、幼児教育の充実に努めてもらうように尽力したわけでございます。

ただ、この中で、私どもがはっきり理解しておらなくてはなりませんことは、幼稚園、保育所は小学校に入るための準備段階だというふうにとらまえるのか、その時期の子どもにとって、大切な教育をするんだ、あるいは保育をするんだということを念頭に置きながらしないと、小学校にあがって困るからというのではなしに、人間として生きてくためにその発達段階に必要なのは何なのかということをお互いに模索しながら、子どもたちの実態に即した取り組みにしておくことが重要であると、とらまえるところでございます。そのためにも、幼稚園、そして保育所、相互の連携も必要でございますし、小学校と幼稚園、保育所の連携も必要であります。

先ほど市長さんが話しをされましたように、相互に連携して、一つの方法で、安芸高田の子どもを育てていこうという思いをするために、そのような協議会も設けながら、前に進んでいきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

○松村議員

議長。

○松浦議長

9番、松村ユキミさん。

○松村議員

はい。市長並びに教育長の本当に前向きな答弁をいただいたところでございますが、今日、実は中国新聞朝刊に、大竹市が、教育特区を県内で三次に続いて2番目の教育特区をとって、18年から導入するという記事が載っておりました。この内容たるや、小学校低学年1年生2年生の子どもを、少人数学級にもっていくためのもの。具体的には、保育園、幼稚園の子どもたちが、円滑に小学校へ異動できることを目的とした特区制度である、と記されておりました。

そういう中で、ただいま教育長のご答弁にもございましたように、保育園は、厚生省の示した指導に基づくと、幼稚園は、文部省であると、それから、今言われました人間形成の上で、ただ小学校へ入るための準備段階の幼児教育ではなく、人間形成の上の、三つ子の魂百までと言われる、そのことに基づいた教育が大切であるとも考えておりますが、そうした場合に、行政が厚生省文部省と縦割りの中で、そこらを連携、連絡会議を持つということの中で、実際には、そこらの壁をとっぴらった指導なり教育なりができるのか。

それに対しては、保育所におきましては、幼児教員という立場、保育プラス、そうした教員の免許というふうなことの、人材配置も必要になってくるのではないかと思うわけですが、それと、現在そういう方向で保護者の説明、保母さんへの説明と言われたんですか。

そういうことも行っておられる中で、実際、現在保育所において、どういうふうな教育がなされ、これは厚生省に基づいた教育であるということですが、そこらの実態と、それから、保護者のニーズ、そこらの調査ができていますか。

また、学校を受け入れる小学校のお考え等々が、調査ができていますかどうかということと、これを、大体軌道へのせて実施にもっていくのは、いつごろになるというか、そこらの方向性というか、計画性について、お尋ねをしたいと思います。

○松浦議長

再質問の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほどのご質問でございますが、なかなか、非常に、広範囲にわたるご質問でございますので、担当の部長、課長の答えられる範囲以内で、今までの実態、保育の実態等も答えていきたいと思っておりますし、幼保一元化の問題については、国の方で方針がまだはっきりしておらないという、やってできない状況でないわけでございますが、そこらも、幼保一元化の問題も、今後、検討の課題になっていくと考えております。

詳しくは、それぞれ教育長や担当部課長の方で、もう少し説明の補足をさせていただきたいと思っております。

○松浦議長

再質問についての答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの質問に、お答えしたいと思います。

大竹市におきます教育特区におきましては、これは、県の学級編成の基準は、小学校も中学校も1クラス45名というかたちでなっております。国の方からの教職員定数の配置につきましても、1クラス45名という基準のもとに、教員の配当があるわけですが、しかし、現在の子どもたちの生活実態を考えた時に、1クラス45名では、あまりにも課題が大きいので、それで、1クラスの人数を少なくしようという動きがあるわけでございます。そのためのひとつの方法としては、

県の教育委員会の方から、羽ばたきプランということで、1クラス35名以上の学級については、非常勤の講師、あるいは、学級数が多い場合には、教職員定数を1名加配いたしまして、35人以下での授業展開ができるという方法を講じとるわけでございます。で、大竹市の場合には、あれは、クラス分けではございませんので、チームティーチングとか、あるいは、習熟度というかたちでの指導というかたちになります。大竹市の場合については、30人以上の子どもがおった場合には、市で、教員を1名ほど確保して、そして、それが学級担任をもって、例えば30名のクラスでございましたら、15名15名の2クラスにして、授業展開をするという方法なんです。

安芸高田市の場合には、35名以上の学級というのは、ほとんどございません。あっても、それは、県の羽ばたきプランで、非常勤講師、あるいは、教員の配当いただいておりますので、その中で、少人数指導ができるというところなんです。ただ、それが、言われるようになった理由は、要は、小学校1年生のときに、子どもたちが落ちついて先生の話聞くことができない。それから、わがまま勝手な振る舞いをするというようなことで、授業が成り立たないということで、学級崩壊という言葉が出てきたわけでありまして。それは、就学前の本来、身につけるべき教育ができていないんじゃないかということで、幼児教育ということが、特に叫ばれてきたわけでありまして。

県に全体におきます幼児教育に対するニーズの度合いについて、把握しておりますデータを見ますと、教育保育への満足度で、3歳から5歳の子どもを持つ保護者の場合は、非常に満足しておるというのが8.4%、どちらかといえば満足しておるというのが44.3%ということでございまして、50%強の保護者がですね、就学前の教育については満足しておると。残りの方が、どちらかと言えば不満であるとか、非常に不満であるとか、というような実態になっておるわけでありまして。

したがって、それを解消していくためには、やはり、子どもたちのニーズについて、どのように幼稚園、あるいは保育所におけるものが考えて、取り組むかということであるわけでありまして、それを、具体的にやるのが、教育要領等に示されておる、例えば、幼稚園で言いますと、健康とか、人間関係とか、環境とか、あるいは言葉とか、表現とかいう5つの領域があるわけでございますが、それを組み合わせ、そして、遊びと全く放任というようなことでなしに、教えるところはきちんと教え、聞けるところはきちんと聞け、生活の習慣もきちんとできるように、保育所だけでなしに、家庭、保護者と連携をしながら進めていくということ、取り組んでおるということでございまして。

先ほど話をいたしましたけれども、安芸高田の場合については、教育特区については、今のところはそのことは考えておりませんが、今から考えるとすると、別の方向での教育特区というのは、考え



られんこともないというように思いますが、それだけの必要があるかということをお考えますと、基礎基本定着状況調査について申し上げますと、これは、県の平均もクリアしておりますし、県内でもリード的な地域になっておるといふこともありますから、そこまでは、今のところは、私の方では考えておりません。適切な答弁になったかどうかはわかりませんが、私の思いの一端を述べさせていただきました。

ひとつ訂正させていただきます。1クラス45名と言いましたが、変わっております。1クラス40名でございます。訂正してお詫びをさせていただきます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き、再質問について答弁を求めます。

社会福祉課長、重本邦明君。

○重本社会福祉課長

失礼いたします。保育所の状況でございますが、保育所は、御存じのとおり、ゼロ歳から5歳までを預かるというところであります。先ほど来あります保育所の保育指針に基づいてやっておりますが、そのゼロ歳なり、年長組4歳5歳なり、それぞれにあった保育ということで、合併前からの旧町単位での、今は引き継いでの保育の指導なりをやっております。

それで、合併前にもありましたが、保育所長会議言いますか、高田郡保育連盟いう中で、連携をとりながら進めてまいっておりますが、それを引き継ぎまして、安芸高田市保育連盟、私立も含めました保育所長の会議を進めながら、いうところで進めております。いろいろな状況の中で、これからの就学前の教育を含めました保育とのあり方言いますか、いろんところで、行革の中でもいろいろなことが出ておりますが、吉田町にあります公立の保育所なり私立の保育所は、定員に近いものが保育の希望者がございます。

周辺におきましては、希望者がまだ定員をまだいっていないような状況の中で、そこらの整合性の問題とかも、今後、幼保の連携なりも含めて考えていかなければいけないというふうな感じも持っております。

それから、特区の関係で、幼保の一元化という話も出てまいっておりますが、そこらの施設の共用化なり、児童教育、保育の内容の整合性なり、幼稚園教諭、保育士の資格の併有の促進とかいろいろな合同研修、先ほど来あります含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、保護者のニーズ調査、現在行っておりませんが、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

松村議員さん、再々質問ありますか。

○松村議員

議長。

○松浦議長

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

それぞれ前向きな答弁をいただいたところでございますが、子ども

にとっては、文部省も厚生省も関係ないことをございますし、親の立場で、そういうふうな縦割りということをございますし、子どもたち1年1年が、本当にかげがえのない1年1年であるかと思ひます。

早急な対策をお願いして質問を終わります。

○松浦議長

以上で、松村ユキミさんの質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。おはようございます。1番、明木一悦、通告に基づき、大枠4件について質問いたします。

まず、大枠1番、行政改革推進実施計画進捗状況について質問いたします。

広島県における、29市町の平成16年度決算状況を見ますと、我が安芸高田市の公債比率は19.3%、県内では、11番目に多くなっております。また、公債費負担率、これについては22.7%と、5番目に多い状況でござひます。財政力指数につきましては、県から9番目という、低い水準となっておるわけですが、この結果を見ますと、我々将来の本市における生活、教育、福祉、社会基盤など、整備における行政サービスの低下が懸念されるわけでありひます。本市においては、これに立ち向かうためにも、政策として打ち出された新市建設計画があり、また、行政財政改革があるわけでござひます。

そこで、今回の行財政改革に焦点をあてて、本市の取り組みについてお伺ひするものでござひます。

行政改革推進計画、現在始まりまして、本年度で、実施される項目がありますけど、それらの進捗状況についてどのようになっているかお伺ひするものでござひます。

また、16年度決算を検証して見ますと、安芸高田市財政の立て直しに向けての政策が早急に望まれるところでござひますが、平成18年度予算編成に対しまして、この今行なわれております行財政改革の内容が、どのように反映されていくのかお伺ひします。

大枠3番としまして、行財政改革にありひます、例えば組織機構の合理化など、これらのことが、現在一番大きな今のハードウェアの事業になっております。第2庁舎、文化保健福祉施設建設の具体的な設計にこれから入るわけですが、どのように影響してくるのか、どのように活かされるのかお伺ひします。

大枠の2番目、これからのまちづくりは、やはり情報公開というよりも、進んで情報提供されることが求められると考へます。そこで、情報公開制度に基づき、12件の観覧請求の情報公開が求められたということ、先日の決算委員会の中で報告がありました。これらの中には、条例以外にも情報開示請求に基づかなくても、積極的な情報提供がされていくことも大事じゃないかと考へますけど、これからの行政のあり方、これらの情報提供について、どのようにお考へかお伺ひ

します。

大枠3番目、住民サービス向上と事務事業効率化を考えるのにおきまして質問するわけですが、事務事業の流れを明確化することにより、業務の効率化、進捗状態の把握に加えて、住民サービス向上を図れるにあたり、それらを明快にしていくことが大切だと考えます。そこで、業務内容ごとにフローチャートなどを制作し、業務の流れを開示し明確にすることが、住民に今の行政のあり方、事務事業などが、明確に分かるのではないかと考えます。例えば、広島市においては、このようなものがございまして、他の地域においても、このようなかたちのものがあります。こういうようなかたちのフローチャートなどを用いた、業務の内容の明確化、そういう事務事業の効率化、また、住民への明確な事務事業の流れ等を示していくことが大切ではないかと思っておりますが、これについて、どのようにお考えになるかお伺いします。

大枠4番目、そして、これからの指定管理者制度について、どのようにお考えになるかお伺いします。

地域にある集会所などについては、地域振興会における次世代にもつながる指定管理者制度、また、それなりに地域が活性できるような指定管理者条例、整備が必要であると考えます。また、例えば、ミュージアムやパラッツオなどの施設のような振興事業、また、スポーツ施設においては、企業による定期的な利用ができる、また、ニュービジネスにつながるような可能性がある施設でないかと考えます。

そこで、指定管理者制度の今後の運用について、どのような施設をどのような方向性で公募し、管理委託を行われようとしているのかお伺いするものでございます。

以上、大枠4項についての質問をいたします。なお、答弁におきまして、再質問、再々質問について、自席にて行なわせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

まず市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。ただいまの、明木議員さんのご質問でございます。

まず、行政改革推進実施計画の進捗状況について、というお尋ねでございますが、先般、策定をいたしました行政改革推進実施計画を、計画的かつ効率的に具体化するために、現在、それぞれの項目ごとに、助役及び総務部長によりましてヒアリングを進めており、このヒアリングにおきまして、それぞれの項目の現状と課題、また、課題克服のための手法等を議論しながら、具体的な実施目標及び効率的なスケジュールを整理しているところでございます。また、既に着手しております改革改善項目につきましても、引き続き、より効果的な取組みを実施するよう、方法等の見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、具体的には後ほど、行政改革推進事業計画状況について、助役、担当部課長に説明をさせます。

次に、平成18年度予算への行政改革の反映は、どうなっておるかというお尋ねでございますが、このことにつきましては、先ほど、お答えを申し上げました助役、総務部長と、ヒアリングにおきまして、各部、各課が挙げております行政改革の個別事項について、一層計画の具体化を図るための効率的なスケジュール調整など議論をいたしておりますが、これに併せて来年度予算へ反映させるべく、担当課へ指示をいたしているところでございます。現在、各部から、平成18年度の予算要求書が提出されておりますが、査定の段階において、行政改革の視点からさらに精査を行うよう考えております。

続きまして、第2庁舎文化保健福祉施設の建設に、どのように生かされておるかというご質問でございます。

第2庁舎文化保健福祉施設の建設につきましては、皆様のご協力をいただきまして、おおむねの計画が固まってまいっております。この施設建設にあたりましては、限りある財源の中で、より多様な機能を完備するという条件の下に設計を固めておりますが、行政改革の推進に基づき、簡素で効率的な、行政組織に対応できる施設設備にいたしたいと考えておるところでございます。施設の建設の時期と行政改革推進の時期に、多少の誤差がございますが、可能な限り行政改革推進の具体的な項目の内容と、整合が取れるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、情報公開による情報提供について、これから積極的な情報公開が求められるが、どのように取り組みを進めておるか、このようなご質問でございます。

本市の情報公開条例は、御承知をいただいておりますように、平成16年10月から施行をいたしております。本市の情報公開条例の基本的な考え方といたしましては、市政に関する情報に係る市民の知る権利と、市の説明責任に鑑み、公文書の公開を求める市民の権利と、公文書を公開すべき市の義務を、明らかにすることにより、市民と市との信頼関係を深め、市民の市政への参加を推進し、開かれた市制の実現に資することを目的とするものでございます。

市が保有いたしております行政情報につきましては、市民の皆様からお預かりをいたしております情報でございますことから、今後も積極的な公開に努めてまいりたいと考えております。ただし、行政情報の多くのは、統計資料などをはじめ、公表が義務付けられているもの、閲覧等によって情報提供が可能なものもございますことから、各担当窓口の迅速かつ的確な接客対応など、市民の皆様には信頼をいただける行政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、住民サービスの向上と、事務事業の効率化についてというお尋ねでございます。

業務内容ごとの、フローチャート作成などによる業務の流れの明確化と、開示についてというご質問でございます。このことにつきまし

ては、新市発足前から準備を進めておりました、個別の事務事業に係ります事務処理手順を明確化し、属人的事務から、課、または係ごとの共有的事務とし、事務処理に係る行政の説明責任を果たすための事務処理マニュアルを作成いたしております。この事務処理マニュアルにつきましては、今後、改良を必要とする部分もございしますが、本年10月から運用を始めたところでございます。

また、現在、行政改革推進実施計画の実施に伴いまして、個別の事項について、個別票によります具体的な進行管理を実施いたしておりますが、この取組みを併せて、今後も事務事業の処理手順の明確化を図ってまいりたいと考えております。

それから、これからの指定管理者制度についてということでございます。今後、どのような方向性で公募し、管理委託を行なうのかというご質問でございます。

地方自治法第244条の2に係る改正が、平成15年9月2日から施行され、従前の管理委託の制度が廃止され、新たに指定管理者制度が導入されました。この指定管理者制度の導入は、公の施設に係る管理主体の範囲を、公共的団体のみならず、民間事業者等まで広げることによりまして、まず、住民サービスの向上を図る、続いて、行政コストの縮減を図ると、こういうのが目的で、指定管理者制度が創設されたものでございます。指定管理者制度を活用することによりまして、地域振興及び活性化、並びに行政改革の推進へとつながることが期待されております。ただし、これは、公の施設を完全に民営化するのではなく、公の施設の最終的な管理権限は地方自治体に残したまま、実質的な管理を指定する団体等に委ねていく、という考えに基づいて行なわれる指定管理でございます。

教育委員会の所管する施設で、既に指定管理者制度に基づく管理代行を行っている施設は、八千代文化施設フォルテ、吉田歴史民俗資料館、吉田運動公園、吉田サッカー公園及び吉田温水プールの5施設で、さらに平成18年度から、新たに八千代、美土里、高宮の各B&G海洋センター、美土里総合運動公園、美土里緑の交流空間の計5の施設を、指定管理者制度による管理に移行すべく、本定例会初日に条例改正をいたしたところでございます。

今後も質の高いサービスによる利用者の増加や、経費の縮減が図られるような管理実施などと併せて、民間経営の発想やノウハウを取入れ、多様化する住民ニーズへの対応が可能な公の施設は、公で運営するものと、指定管理者制度へ移行した方が効率のよいものものを検討、選別し、指定管理者制度への移行を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

助役 増元正信君。

○増元助役

議長。私の方から、行政改革の実施計画に関わります、ヒアリングの状況につきまして報告をさせていただきます。

御承知のとおり、行政改革大綱を安芸高田市として定めまして、それに基づく具体的な実施計画を決定をいたしております。議会の方にもお示しをいたしておりますし、市のホームページ等にも、掲載をさせていただきます。平成17年度から、21年度までの5年間で、具体的な計画を実施していこうと、いうものでございます。

改善目標項目につきましては、全部で106項目、現在定めております。その中で、特に重点的にやっっていこうというものを、31項目定めております。定員適正化計画でありますとか、中期の財政計画、あるいは事務事業の評価制度、あるいは目標による行政運営等々、重点的に取り組むもの、あるいは日常的に取り組むもの、いうことでございます。それも5年間の計画ということではございますけど、17年度で40項目、18年度で46項目、19年度で16項目ということで、前期の3年間で主にやらなければならないというふうに考えています。これは、待ったなしの状況でもございますし、財政的な状況の中からも、そう先送りするわけにはいかないという決意のもとにですね、今年度、18、19、この3年間で重点的にやっっていきたいと思えます。当然1年ごとに見直しをさせていただきますので、前倒しをするもの、あるいはどうしても課題があって、後ろに残らなければならないもの等々出てこようかと思えます。

そういった中で、今年度につきましては、現在18年度の予算編成作業も進めております。そういった中に、いかに具体的に反映させるのかといったような問題意識もありまして、この12月いっぱい各課、各課のそれぞれの進捗状況につきまして、ヒアリングをさせていただきます。総論におきましては、やらなければならないということではございますが、各部におきましては、それぞれ課題もあるし、当然、市民の皆さんにも負担をお願いする。いろんな意味でですね、痛みを伴う部分もあるわけではございまして、一朝一夕に、これがなかなか実施ができないという問題意識も持っておりますけど、そこを乗り越えていこうということではございます。

特に私が思っておりますのは、内部の改革を早急に進めていきたいというふうに思えます。定員適正化計画でありますとか、職員の意識改革、先ほど来、問題となっております各事務事業の評価をやっっていかなければならない。その評価のもとにですね、市民の皆さんに説明責任を果たしていくといったようなことの、ツールとして行政評価制度、あるいは職員の目標による行政運営ということではございまして、昨日も残業の問題が出されましたけれども、上司と部下、組織の中でいかにその目標を持って、それぞれがコミュニケーションを取りながら、話し合いによる業務の遂行と、職員の当然、能力の発揮、職員の指導等、そういったものを、もう一回根本からやらないといけないという

ことで、各部の方にはお願いをしておるところでございます。いずれにいたしましても、滞納の整理もそうありますけど、組織をあげまして、市長が本部長ということでもありますけど、実務の進行は私の方でやらせていただくと、そういう決意のもとに各部の協力をいただきながら、前に進めていきたいということで実施をさせていただいております。

○松浦議長　それでは、第1回の答弁を終わったわけですが、明木議員の質問中ですけど、この際、11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分　休憩

午前11時10分　再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
第1回目の質問答弁を終わりました、再質問がありますか。

○明木議員　議長。

○松浦議長　1番　明木一悦君。

○明木議員　それでは、再質問をさせていただきます。

まず、行政改革の進捗状況についてでありますけど、現在各部署に対してのヒアリング中とあるということでした。また、そういう中でですね、17年度については、40項目の実施を行わなくてはならないということで、やられてるわけですけど、現在の進捗状況が非常に明確にされてないというのがですね、私は問題じゃないかなというふうに感じます。なぜかと言いますと、やはり、それは、先ほどから言ってますけど、情報の提供というのがですね、一番大事なところにきているんじゃないかなというふうに感じとるわけです。例えばですね、大竹の行政システムの改善等の実施についてはですね、こういうものを示されてですね、ものすごく分かりやすく公表されているわけです。また、広島市においても、こういうかたちでやられておりますし、三次の行政評価システムについては、ザ・行政チェックというですね、名前をつけたものを実施されているわけでありまして。そんな中で、やはり、本市においても、それらが、市民にですね、しっかりと、理解してもらい、明快にして理解してもらうことがですね、先ほどから言われてますけど、必要ではないかなと感じます。それらの、明快にしていくための、こういうような資料とかですね、その辺は作成されているのか、また、それを公表されていく予定はあるのかどうか、それについてまずお尋ねします。

それから、今回の行政改革をですね、平成18年度の予算編成に対してどのようにしていくかということで、今まさに予算案を、各部署から出していただいている、それには、行財政改革の視点からのことを、盛り込んだかたちでやっていこうということではありました。ぜひ、それをお願いしたいところでもあります。

そういう中でですね、16年度決算を見ますとですね、投資的な経費が13.5%、15年度に比べると半分以下、15年度は30%でありました。やはり、その辺の行政改革をですね、取り組むことによって、投資的な経費をあげていただきたい。そうすることによって、やはり、市内の経済効果が生まれ、商工業が活性化されるんじゃないかと思います。そのあたり、どのようにお考えか、お伺いするところでもあります。

続きまして、情報公開、情報提供ですね、情報提供についての再質問でありますけど、前回示されました主要施策の成果に関する資料という中でですね、12件ほどあるわけですけど、先ほど見ましたように、条例等については、既にホームページ等で公開をされとるわけですね。しかしながら、税務課における、納税整理の手続き等はですね、どのようにやればいいのかというのは、わざわざこういうものに問い合わせなくても、ホームページなり何々を見ればですね、わかるようにする、情報提供等ができるんじゃないかなというふうに感じます。また、市長交際費等についてもですね、明快にされてるところはたくさんありますので、このあたりも広報等とかでですね、明快にしていかれていいんじゃないかなというふうに感じますが、どのようにお考えなられますか。お伺いするところです。

また、旧町長の交際費、支出状況についてはというのは、これは、非公開とされてるわけですけど、前回の説明では、既に市になって、そのあたりのものについては、公表しないということで、やられたということを知ったと思うんですけど、実際にそれであればですね、これはやはり、先ほど市長が言われました知る権利、市の保有しているものについては、どんどんどんどん公表していくという中でですね、なぜ、この部分については公表されないのか、何で非公開にされたのか、どこに責任が最終的にはあるのかと、非公開にされない場合は、というふうになってくると思うんですけど、そのあたりについてお伺いするところでもあります。

事務事業の効率化についてですけど、既に、事務事業マニュアル化して、10月から進められている。また、個別票により、管理しているということでもありますけど、それは、早速やられてるのかというふうに思います。先日甘木市の方に、視察に行かせていただいたわけですけど、その時にもですね、助役等も参加されてましたけど、甘木市においては、こういう事務評価の表等を示していただいております。こういうものでやられてるわけですけど、そのあたりが、本市にもあるのか、そのあたりについて、再確認をさせていただくところでもあります。

指定管理者についてなんですけど、確かに、これから、これは大きな問題になってくることだと思います。特にですね、施設においては、政策との関係とかがありまして、実際に、民間委託等をしていくのに、



難しい状況にあるものも出てくるというふうに考えます。この取り組みについてはですね、やはり、私が考えるには、NPO等を立ち上げ、それらを有効的に活かしていくことも必要ではないかと考えます。そのためには、NPOがどんなものであるか、これから市民にどんどんどんどん伝えていく必要もあると思われまますが、そのあたりの啓発運動とかですね、そのあたりどのようにお考えになるかをお伺いするところです。

また、施策とは絡んでくるわけですが、実際に、非常勤特別職等ですね、所長等をおかれて、また、それプラス指定管理をされてるところがあるわけですが、そのあたりをどのように精査していかれるのか。今後、その辺、人件費も問題等がありますので、どのようなかたちにもっていかれるのか、そのあたりについてをお伺いするものであります。

また、民間で活用できるもの、例えば、今のミュージズ、田園パラスツオ等だと思うんですけど、興業がうてるころだと思うんですけど、そのあたりを、稼働率を上げていくに対しては、民間の参入が必要ではないかなというふうに考えますが、そのあたりについてどのようにお考えかお伺いするところです。

以上で再質問を終わります。

○松浦議長

再質問の答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

かなり、その質問の数が多いし、具体的な問題もございますので、詳細については、それぞれの係でまた、答弁をしていきたいと思いますが、今後投資的経費をどのようにしていくかというお答え、問題提起でございますが、御存知のように、既に経常収支比率が95%まで、16年度の決算でなっておるような状況の中で、財政再建をはかりながら、どのように投資的経費を捻出するかというのは、非常に難しい状況でございます。

したがって、今、ハードの面については、継続的にやっておる事業については、これはやはり継続的に完了させていくということが必要であろうというように思いますし、箱ものについては、現在計画をしております第2庁舎文化ホール、それから広域の葬斎場、そこらが、今後出てきますので、投資的経費そのものは、私はあがってくるんですが、実際に今後投資的経費を増やしていくということについては、非常に難しい状況が出てきておると、このように考えておまして、先ほど申し上げましたような、継続事業を主体にやっていくと、箱ものについては、あまり、現在計画しております以外のものは、私は、急を要するものはないと、このように考えておるところでございます。

その他のいろいろ具体的な問題のご質問がございましたが、また、それぞれの担当の方で、お答えをしていきたいと思いますが、指定管理をどのようにするかということについては、なかなか、民間で指定

管理を受けようかというような、その儲けになるような事業そのものが少ないということが、一番のネックであるわけでございます。したがって、なかなか民間参入というのは、難しい問題がありますし、さりとて、NPOを立ち上げてやるということも、今すぐ安芸高田市で、NPOが立ち上がるかという状況にはないということでございますので、状況を見ながら指定管理者の指定をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○松 浦 議 長

引き続き、再質問の答弁を求めます。

助役 増元正信君。

○増 元 助 役

一番最初にいただきました、行政改革の実施計画の振興管理について、資料を作成しておるのか、あるいは、それを公表するのかということでございましたけれども、現在、各部のヒアリングをさせていただきまして、その内容につきまして、精査をいたしております。

現在の時点ではまだ、未完成のもので資料を作成中ということでございます。今年度としての、一応成果をまとめまして、なんらかのかたちで当然、公表もしていきたいというふうに思っております。議会の方にも報告をさせていただかなければなりませんし、行財政改革の大綱の進行管理という観点からも、行財政改革の懇話会等も、設置をされておりますので、そういったところにも、報告をさせていただき、やはり、見直しをしてローリングをかけていかなければいけません。そういった意味からも、ぜひともやっていきたいというふうに思っております。

それから、3番目だったと思えますけれども、いわゆる甘木市にあるような、行政評価システムについて、そういったことが、本市ではあるのかなのかといったようなご質問だったと思えますけれども、これにつきましては、市といたしまして、この実施計画の中ではですね、行政評価システムにつきましては、今年度、調査検討をさせていただきたいということでございます。できれば18年度から試行をしていきたい。今の計画ですと、19年度から本格実施をということでございます。ただ、視察等でも明らかになりましたように、千あるいは、2千ある事務事業全部ですね、どのように評価をしてやっていくのかといったようなことも課題となっておりますし、1年間のサイクルの中でこれをやっていかなければいけないというふうに思います。新年度へ入りましたら、すぐにでもですね、今年度の事業についての評価を開始しなきゃいけないといったようなことがありまして、ひとつのサイクルをつくりあげるまでには、相当な事務量なり、努力が必要であらうというふうに思います。それに関わる電子的なソフトでありますとか、あるいは職員の意識改革も含めまして、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますけれども、現在の段階ではそういった、資料はありませんということでございますが、17年度検討、18年度から試行開始、19年度実施をしていきたいというのが、今回の実

施計画の内容となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

情報公開によります情報提供についての1点ほど、ご説明をさせていただきます。

御承知いただきますように、平成16年10月から、こうした情報公開条例を基本のもとで、情報の提供を実施させていただいてるところでございます。先の決算審査の状況の中にもご説明をさせていただきましたように、平成16年度の公開が1件、また提供12件、聞き取り1件ということで、非公開部分の意見的なかたちも出ておるわけですが、このことにつきましては、旧町の交際費につきましては、情報公開条例の適用外という判断の中で、公開をさせていただかないところでございます。

ちなみに、今年度こうした状況によりますと、現在公開が4件、また、提供15件、うち非公開1件という状況もございませうけれども、そうした状況につきましては、公開条例に基づきまして、提供をさせていただいているところでございます。

続きまして、事務処理の関係でございます。

現在、この事務処理につきましては、事務処理マニュアルという作成をさせていただいております。本年10月から、各部におきまして、文書管理主任というものの職員を与え、その中で、現在まで、事務処理項目4千数件のですね、そうしたマニュアルのもとで、作成をさせていただいております。当然この情報データにつきましては、電算によります立ち上げの中で、今後充実をさせていきたいというように考えております。この事務処理マニュアルも、多少時間もかかったわけなんです、合併時からいろいろなかたちの中で、検討をさせていただいた状況でございます。当然行財政改革の一環の中にもありますような事務処理のですね、効率、また組織的で事務処理を行うという、そうした情報の共有化、そういうところの観点をおかせていただいておりますね、そうしたより一層充実をさせていきたいというように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて、教育長 佐藤勝君、答弁を求めます。

○佐藤教育長

それでは、自席において答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどのお尋ねでございました4つの内容といたしまして、ミューズとか、田園パラッツオの委託についてという話がございました。確かに、稼働率を上げるということだけを考えていくということになりますと、そういうことも考えていかななくてはならないということは、私自身も思っておりますが、今現在やっております内容、そこ職員の活動状況から考えて、私は十分にその役目を果たしてもらっておるというように考えております。将来的には、そういうことも考えていか

なくてはならない時代がくるだろうというようには思っております。

それから、指定管理ということでございますが、所長等については、現在配置しております所長は、すべて人的業務委託というかたちで委託をしております。指定管理ということになりますと、その施設の管理運営のすべてを、お願いをするというかたちになるというように思っております。

その他のことをごさすけども、先ほど市長さんの方から、18年度新たに指定管理制度として、導入施設が5施設というふうに答弁をされましたけれども、私の方の原稿提示が遅れておりました。向原の若者定住環境整備施設も入っておりますから、5施設を訂正させていただいて、6施設というようにご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

はい。失礼いたします。1点ほど、市長交際費の情報の提供でございますけれども、これは、情報公開条例が実施され、平成16年の10月から情報の提供も行っております。

今後、こうした市長としての交際費等も、こうした公開を実施するというので、ご理解をいただきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番、明木一悦君。

○明木議員

はい。ありがとうございます。大体わかりました。

それですね、まず、先ほどの、例えばという例で、ミュージズ、パラッツオを出ささせていただいたわけなんですけど、これについてはですね、やはり、管理主体が多岐にわたってるから、担当の方もですね、大変じゃないかと思われるんですね。実際には、図書館もありですね、ホールもあり、教育的なこともありということでですね、多機能にわたっていて、業務内容が多いばかりに、こちらが今ので手一杯ということも考えられるのではないかなと考えます。で、その辺を考えるとともにですね、市の財政をこれから、少しでも助けていくためにもですね、そのあたりの稼働率をあげていくことが課題ではないかなというふうに考えます。今後の活用についてお尋ねしたわけなんで、それについてもう一度答弁いただければと思います。

それからですね、ちょっと、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、助役からいただいた答弁なんですけど、行政評価に固執して、私はちょっと言ったわけではないんですけど、先ほど、甘木市の分についてはですね、事務事業の評価ということでですね、事務事業の評価の過程で効率化をあげていくこと、その中で進捗状況を見るために、こういう手法もあるということで、一例として出したわけなんですけど、私が知りたかったのは、こちらの方だったんですね。今の行政改革推

進実施計画の進捗情報を、こういうかたちで示していかれることは考えられているかどうかということをお聞きしたわけですので、それについて、もう一度お願いしたい。答弁をいただきたいと思います。

また、交際費、情報公開については、やはり、公開条例に基づいたということでやられとるということで、進んで情報は提供していけないということで、理解させていただけばよろしいのか。それとも、これから進んで公開請求がなくても、提供していくという方向でいかれるのか、それについてお伺いして私の質問を終わろうと思います。

ありがとうございました。

○松浦議長

ただいまの明木議員の再々質問について、答弁を求めます。

まず、教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい議長。先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

確かに、田園パラッツオとかミュージズとか、いろいろな催し物を行う施設については、その職員の仕事の繁忙ということは、非常に多いだろうと思いますし、他と比較した時に、仕事そのものも多忙を極めるということはあるだろうと思いますが、今現在の内容で申し上げますと、その運営管理をするにあたりましては、例えば、照明とか、あるいは、維持管理をするための整備とかいうことについては、業者の方へお願いをして、整備もしてもらっておるという状況もございます。

今、そういう全く同じような状況に、教育分室それぞれがなっておると思っておりますけれども、そういうところについては、我々もできるだけの支援をしてみたいと思っております。職員が疲労しないように努力をしてみたいと思っております。また、稼働率を上げるためには、先ほど話がありましたように、指定管理ということも視野に入れながら今後検討をしてみたいと、このように思います。

以上です。

○松浦議長

続いて、増元正信助役さん、答弁を求めます。

○増元助役

進行管理につきましての公表と、市民の皆さんに分かりやすく説明して欲しいということであろうというふうに思います。

その主旨につきましては、私も同感というように考えております。ただ、その公表の内容につきましてはですね、大竹市さんの例も参考にしながら、現在内部で作成をしております進行管理につきましては、かなり詳しく、どう言ったらいいのでしょうか、事務の、これも公表の対象にはなるわけでございますけれども、これを全部出して、果たして、市民の皆さんに理解いただけるものかというぶんはありますので、内容につきましては、当然ここまで進行しております。あるいは、ここで課題があります。というふうなことについては、原則公開をさせていただきたいというふうに思っております。

どうかよろしく願いをいたします。

○松浦議長

続いて、総務部長 新川文雄君、答弁を求めます。

○新川総務部長

情報の公開の関係でございますけども、先にご説明をいたしておりますように、こうした情報公開条例も設置をさせていただいております。

当然、市民と皆さんとこうした行政の関わり方、また、参加をしていただくという情報のかたちの中からおきましても、情報の共有化ということは、必要であると考えております。当然、そうした事務のルールに則ったかたちの中では、情報の提供を積極的なかたちの中で、取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、明木一悦君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

議長。4番。新政会の加藤英伸でございます。

通告によりまして、2点ほどお聞きします。

私の質問が午前中に終われば、ちょうど都合がいいと思っておったんですが、何しろ、昼までにちょっと時間が足りませんので、午後に回りましたらひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目、農業振興についてお伺ひいたします。

安芸高田市の農業は、大きな問題を抱えながら、変貌しようとしております。政府は、経営所得安定対策等大綱を決定し、全ての農家を対象にしてきた品目ごとの価格政策から、担い手の経営、集落営農に重点を移した所得安定政策に大きく方向転換をする農政改革をやろうとしております。国際的な市場のもとに、農業で生計を立てていくには、そのような政策も必要かと思ひますが、しかし、本市において、農業が地域に果たしている役割は、軽視してはなりません。国の経営安定対策に偏りすぎた農業政策がなされることになれば、72%を占める2,372戸になりますが、兼業農家の農業離れが急速に進み、将来において集落の機能が維持できなくなるなどの、地域社会への悪影響が予想されます。現実にこの5年間で、安芸高田市の農家戸数が、1,673戸減少しております。市の周辺部、特に、北部周辺地域においては、挙家離村につながり兼ねないし、そうなれば、人口の減少にさらに拍車がかかることとなります。

農家には定年制がないので、働けるうちは何歳になっても働けるのが、農業の大きな特徴でもあり魅力でもあります。農業は、儲かればよいというだけでなく、継続してできることにより、生きがい、健康管理など、福祉政策にも貢献できる面があります。例えば、10アールの畑に、野菜や花、果物等をつくっても、販売できるルートがあれば、耕作放棄などの農地問題の解消につながっていきます。

これまで、長年の間、継続してこられた農業政策は、農地の基盤整理を中心にしたほ場整備や、農道、市道の整備、堆肥センターの建設など、規模拡大、生産性の向上、効率化など、供給体制の強化につな

がるハード面に力が注がれ、流通販売などのソフト面においては、ほとんど農家や農協任せであったところに、農業離れ、農業の衰退を招いた要因のひとつがあります。

最近よく、官から民へという言葉を目にします。これまで、行政がやってきた仕事でも、民間にできることは、民間に移行していけばよいと思いますが、まだ、民間に必要な力が備わっていない部分については、率先して、行政としての、役割を果たしていくべきであると考えます。今後の農業振興を図っていく上で、本市に隣接する広島市は、食料の大消費地であり、注目すべき市場であります。これからは、産、官、民が結集して、集荷、流通、販売に重点をおいた、農業政策も必要かと考えます。

以上のことを念頭におきまして、次の3点についてお伺いします。

1点目は、国の農業改革を受け、本市としては、どのような対策で臨もうとしておられるのか。それにより、将来農業地域は、どのような影響を受けることをお考えになっておられるのかお聞きします。

2点目、市内にある産直市の売り上げと、今後の見通しについてお伺いします。

3点目、大消費地、広島市への農畜産物の販路拡大計画があるのかどうか、お聞きします。

次に大枠2番目ですが、除雪対策と市道の日常的な管理について、お伺いします。

本市において、公設地域の除雪は、毎年避けられないところであります。通勤、通学路、市道の基本的な除雪対策はどのようになっているのか、また、豪雪時、除雪された道路から、高齢者の一人暮らし家庭、あるいは高齢家庭までの、市道の除雪に対する何らかの配慮があるのかどうかお伺いします。

2点目は、市道の日常的な維持管理は、どのような方針の元に行われているのかお尋ねするわけですが、地域によっては、管理のやり方に、かなりの違いがあるようです。より少ない経費で済む方法に、統一することはできないのかどうかお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。ただいまの加藤議員さんのご質問でございます。

まず、農業の経営所得安定対策と、今後の農業振興をどのようにするかと、このようにしてのお尋ねでございます。

このたびの農政改革は、我が国の農業、農村が危機的な状況にある中で、兼業農家、高齢農家などをはじめ、多様な構成員からなる地域農業を、担い手を中心として、地域の合意に基づき再編しようとするものでございます。この改革の重要施策の一つでございます品目横断的経営安定対策では、これまで全農家を対象として、品目毎の価格に

着目して講じてきました対策を、担い手に対象を絞り経営全体に着目した対策、いわゆる価格政策から所得政策への転換という、戦後の農政を根本から見直すものでございます。

本対策は、平成19年度から導入されるものでございますが、今年度から、農家への説明などの取組みを行うことになっております。既に報道をされておりますように、対象となります担い手の地域実態に見合った要件など、この要件は、北海道では10ヘクタール、内地では4ヘクタールという枠が、はめられておるようでございます。そういうような具体的事項が、今から調整される予定でございますが、本市がこれまで進めてまいります担い手の育成と、集落営農の推進の中で、関係機関でございます農協、農業委員会等々と連携をし、事業推進を図ってまいりたいと思っております。この担い手の4ヘクタール、北海道の10ヘクタール、それから、内地の4ヘクタールの枠については、まだ内地では、この4ヘクタールの枠をかけると、ほとんどがみな外れてしまうと、農家がですね、こういう問題がございますので、非常に深刻な問題になっております。聞くところによりますと、多少、8割くらいまでは緩和できるのではないだろうか、このような話は聞いておりますが、まだ確定したことはないわけでございます。

また、このたびの改革におきましては、米政策改革推進対策と、農地、水、環境保全向上対策と合わせて導入されます。とりわけ、後者の環境保全向上対策は、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画できることから、地域づくりや、集落営農など、誘導策として活用できるものとして考えております。

次に、産直市の売上げと、今後の見通しについてのお尋ねでございます。

本市内には、吉田町、ふれあいたかた産直市をはじめ、大小様々な産直市が運営されており、平成16年度における総販売額は、約4億円に達しておりますが、近年、伸び悩んでおる状況でございます。

このような中、昨年、市内の6産直市グループにより、連絡協議会を立上げ、栽培技術の研修の開催や、情報交換などネットワークづくりをして、各グループの活性化に努めております。しかしながら、会員の高齢化や減少が進んでおり、定年帰農者などの誘導策や、連絡協議会の機能強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、広島市などへの、農畜産物の販路拡大計画についてのお尋ねでございますが、現在、広島市方面では、安佐北区の元気市への出荷がでございます。JA広島北部との協議も重ねてきてはおりますが、出店となりますと、土地や施設流通など、大きな課題がございます。本県は消費県でございますので、引き続き、関係機関と連携し、慎重に検討してまいりたいと思っております。特に具体的には、現在計画が進んでおります農業水産省の補助金をもらって行ないます農産物処理加工場が完成いたしますと、米については、約5万袋、30キロの袋でござ



いますが、旧高田郡農協が集めております。米の20万袋の4分の1が、その工場で、製品として発売されるという問題、それについて、やはり、野菜も一緒におかずに対応する部分でございますが、出ていくということでございまして、これが、本当にうまく機能すれば、最大の農業の施策になっていくと考えております。既に、玉葱等は、農家が植えておられるようございまして、そういう取り組みを、今後精力的に農協と一緒にやっていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、市道の除雪対策と高齢者家庭などへの私道への除雪の配慮はということでございますが、除雪対策につきましては、本市が美土里町及び高宮町において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく指定路線を有するなど、豪雪地帯が多く存在することから、積雪時における通勤、通学及び緊急自動車等の通行を確保し、交通孤立地域を出さないよう、その対策を講じることの必要性を強く認識しているところでございます。特に本年度からは、県からの権限移譲により、移譲県道の除雪についても市が実施することから、一体的な除雪体制が構築できればと期待をいたしております。体系的には、積雪量を考慮し、市の北部を中心に移譲路線であります県道からの除雪を実施し、幹線道路網の確保を行いつつ市道の除雪を行うことを、基本的に計画をいたしておるところでございます。

なお、再質問につきましては、また、詳しくは担当の方からご説明をする機会があるかと思っておりますので、私の答弁をこれで終わらせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問につきましては、午後からお受けするというので、ひとつ皆さん方ご了解願いたいと思います。

答弁漏れがあったようございまして、市長から答弁させます。

市長、どうぞ。

○児玉市長

大変失礼いたしました。

市道の日常的な維持管理については、除雪を除きますと、主に委託料において、除草とか、道路環境保全及び工事請負費において、路肩等の補修を行なう構造物維持工事に大別できます。その執行方法につきましては、迅速な対応を図るため、おおむね1件300万円未満の維持補修は路線延長に応じ、あらかじめ定めた支所別執行予定額を基に、地域の状況に精通した支所ごとに実施を行うことにいたしております。また、合併のスケールメリットを活かし、機動的かつ効果的な執行とするために、舗装路面の補修等につきましては、統一した単価契約を採用するなどの調整も行っております。

限られた予算を効率的に活用いたし、市民の皆様方の日常生活から生ずるご要望にお答えし、サービス水準の向上に向けて、最大限努力をしてまいるところでございます。

以上、よろしく申し上げます。失礼いたしました。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。再質問については、午後からお受けするというので、ご了解願いたいと思います。

この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に続き再開いたします。

加藤議員の再質問を許します。

○加藤議員

午前中の私の質問の中で、ちょっと焦点のぼけた質問がありましたので、もう少し詳しく具体的に質問させていただきます。

市道の管理のことについてでございますが、市道の管理は、行政がやられとります。これは、まあ、よく分ってるんですが、そのことを、分ったうえで聞いたつもりだったんですが、ちょっと聞き方が悪かったもんで具体的にお聞きしますが、市道の管理は、旧町時代にやられておりましたことを、大体踏襲したようなやり方で、現在やられていると思います。通常は、地域の人がボランティアでできるところはやるわけなんですけど、これは、草刈程度のことですけど、それ以外に草刈も誰も手をつけないところとか、一部舗装がはげたとかいうような簡単な修理ですね。こういうものにつきましては、振興会に委託しまして、振興会は、その地域の何人かのグループをお願いして、草刈とか、アスファルトの部分的にはげたような簡単な修理をしているところもありますし、もう殆ど業者に委託してやっておられるところもあるかと思っております。市道は815キロあるそうですが、非常にたくさんあるわけなんです。しかも、管理する予算は、ずっと絞られていっているというふうに感じております。簡単にできて安くすむところは、安くあげて、業者でなければできるところをですね、しっかりやってもらいたいという気持ちで、質問をさせていただいたわけです。

そういうことで、実際に簡単な、安くつくところは安くして、できるだけ同じ方法でもってやれば、より多くの本格的な管理言いますか、修理もできるんじゃないかと思っております。市道も、随分もう何十年も前にできた市道もありますし、新しい市道もあると思うんですが、結構、本格的な業者でなければできないような、改修できないようなところもあるんで、そういうところを、なるべくたくさんやってもらうためにも、安くできるところは安くしますと、住民にできるところは住民に任せてもらって、安くするということの統一ですね、市全体としての統一を、なるべく早く図ってもらいたいということで、質問させていただきましたつもりです。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

第1回目の農業振興にかかわる質問なんですが、周辺の農家、とり

わけ県北部の中山間地域の農家の実態言いますか、そういうものと、今朝ほど市長が答弁されました内容について、私との考え方言いますか、感じていることにはかなり温度差があるというふうに感じましたので、この実態について、もう少し詳しく説明させてもらいたいと思います。

農業には、数字で表せない多面的な部分があると思いますので、そこらを十分理解していただきまして、バランスのとれた政策をうっていただきたいというふうに、まず考えております。それで、昨年行われました農林業センサスのデータによりますと、安芸高田市の農家戸数は、3,290戸ございます。そのうち、専業農家が925戸、兼業農家が2,365戸ということになっております。厳しい減反政策をとらえているもとであっても、米価は年々下がってきておりますし、農家の高齢化も進んでおります中で、農業再生の抜本的な政策というのは、急がれているところでございます。先ほども申し上げましたが、政府が2007年に取り組もうとしておる経営安定化対策は、ずっと進めていくとですね、兼業農家や零細農家が急激に減少をしていくという恐れがあるというふうに考えております。そういった政策がなされるわけですから、そのことによって起こる社会的な弊害というのは、できるだけ最小限に食い止めるというのが、行政の責務だというふうに考えております。それが、そういうことで、いくらですね、農業を合理化、効率化しても、農産物の供給体制強化だけでは、農業の再生はできないというふうに、私は考えております。

兼業農家の多くが、生産性の低い稲作に頼っているのは、他の農産物をつくっても、売るところが限定されておりますし、殆どの農家は、売る、売り払っていく力はないというふうに思います。そうであっても、稲作を売るというのは、つくった米は、全部買ってもらうということがあるからでございます。採算とか、どうか、そんな問題依然のことでございます。農業の中でも、稲作が一番機械化が進んでおまして、かなり高齢化になってもですね、一人で農業ができます。農作業ができない部分は、生産組合とか、そういったところで委託してやってもらうということができるわけなんですけど、まあ、そういった安易さがですね、現在の農業の衰退というものの要因の一つになっておると思いますし、家庭騒動を

○松浦議長

加藤議員、再質問ですので、ちょっと短く的確に、ひとつしていただくように。

最初の質問でしたら、説明があってもよかったかと思うんですが、ひとつ簡潔にさせていただきたいと思います。

○加藤議員

わかりました。できるだけ、簡潔にしたいと思います。

やっぱり、実態を、私どもが考えとることと、市長さんとちょっと違うのではないかなという気持ちで、いろいろ説明させていただいたんですが、まあ、要するに、農家にも農産物以外のものをつくっ

て販売できるという、流通販売というちゃんとしたものができれば、現在は、交通事情もいいことですし、広島県を東西に2本の高速道路、東西にも通っておりますので、野菜がつかれるという、まあ野菜に限ったことじゃありませんが、つかれるということになりましたら、県内くらいなら子どもや孫も帰ってきて、手伝うということにもなるでしょうし、ということも可能でしょうし。そういうことがきっかけで第2の人生を、農業しながら暮らそうかという人も出てくると思います。そういった人は地域にとっても、非常に大切だということです。60ちょっと過ぎくらいの人でしたら、ある地域によれば、一番若い部類に属するかもわかりませんし、そういうことができるようであったら、専業も兼業も集落営農者も、同じ地域で共存できるという意味で、もうちょっと販売体制というものについて、真剣に考えてもらえんかな、という気持ちで第1回目の質問をさせていただいたんですが。

安佐町ですか、そこらに、ちょっと、そういったものを考えておるといようなこともありましたけど、考えておるだけじゃ実行にも移せんと思いますので、もうちょっと考えて、どの程度考えておられるのか、その辺もできればお聞きしたいと思います。

○松 浦 議 長

市長にですか。

○加 藤 議 員

はい。

○松 浦 議 長

再質問の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

お答えをいたします。

ご指摘のように、平成19年度から国の政策が、農業政策が変わってくるということで、経営安定化対策というようなかたちでございしますが、要するに、国は大規模農家しか相手にせんと。大規模農家を育成して、いわゆる貿易自由化になっての対抗できるような足腰の強い農業を育てんと、今後どうしても国際化の中で農業が生き残っていかれんと、こういう世界的な規模での大きな農産物の課題があるわけで、したがって、国がそういう政策を大規模農家とか、あるいは、法人とか、集落営農の大規模のものを重点的に支援していこうと、これはやっぱりコストを下げるといことであらうと。しかし、ご指摘のように、それをやられたんでは、その特に、中山間地の農業というのは、全滅になってくるという危機感が出てくるわけです。そういう中で、どのようにほいじゃあ、対応するかというのが、今、いろいろ論議されておるところでございします。

したがって、加藤議員ご指摘のように、我々も農業は農業だけでない、多面的ないろいろな環境を守る機能とか、そういうものもあるんだと。そういうことには、全く我々の同感でございしますし、国のやる政策に賛成するものではないわけではありますが、今、国の農業政策そのものが大きくそういう方向に転換をしようとしておるといのが、実態であります。そういう実態の中で、我々がどのように生き残ってい

くかという智恵を絞ってこにゃあいけんとかういうこと。それは、いわゆる地産地消と、このようなかたちで、ひとつの施策として出てきておるわけでありませう。

産直市も4億ぐらいが限度ではなからうかということと言われておりますが、結局は、それ以上伸びんというの、農家の生産が出てこんと、かういうこと。農家の生産が出てこんというの、どこに原因があるかということにもなるわけでありませうが、農家そのものが本気で作るものが少なくなったという。余ったものを出すというような考えでは、やっぱりいけないと。かういうことにならうかと思ひませう。したがって、余ったものを産直市に出すということは、ないわけでありませう。しかし、本気で農業をやるということになれば、やっぱりさういう産直市も、1戸あたり400万くらい売っておられる農家もあるわけでありませうで、さういう農家を、今後育てていけば、産直市はまだまだ伸びるといふことになるかと思ひませう。

それと、もうひとつは、新しくできる農産物処理加工センターをどのように活かしていくかと、ここではまだまだ野菜がいるという実態があります。そのことについては、どのように野菜づくりを対応しとるかというの、後ほどまた、担当の部長の方から、1、2に報告をしていきたいとこのように思ひませうでございませう。さういうことで、加藤議員の意見については、我々は全く同感でございませうので、同じような考えで、今後我々も政策を練っていききたいと、このように思ひませう。

それからもう一つは、道路の維持補修等の問題でございませうが、これはまた後ほど、実態を部長の方からお話をしていきたいと思ひませうが、今まで、それぞれの町でやり方が違っておった点もあるんで、これを一気に統一するといふのは、難しいと思ひませうし、老人会とか地域の組織に、安上がりに草刈りをお願いをして、地域はそれが収入のひとつになっておったとか、さういうものもあるわけでありませうし、また、業者へ委託してやっておったところあるわけなんで、そこらの実態は、後ほど、ご報告をしていきたいとこのように思ひませうでございませう。

農業政策については、全く加藤議員と同じ考えでありませうが、具体的にどのようにするかというの、今、課題になっておひませうで、その解決方法がまだ見つからんといふことでありませう。私は、今度できる農産物の消費センターでも計画的にですね、本気でやる人は十分販路はあるといふように私は思ひませうので、農家にやる気があるかないかといふことも、やっぱりひとつの大きな問題になってくるといふように思ひませう。

○松浦議長

ただいま市長答弁の関連で、産業振興部長 清水盤君。答弁を求めませう。

○清水産業振興部長

先ほどの市長の答弁の中で、現在計画を進めておひませう、農産物処

理加工施設に関連します生産体制の状況でございます。

計画におきましては、来年度秋に向けての操業開始ということで、計画を取り組んでおりますが、そこに供給します農産物につきましては、この秋から、播種をして、準備を進めるというような作物もございますので、そういったところにつきましては、生産体制を主にお願いをしております。JAさんと現在協議を進めてそういった準備を進めておるところでございます。先ほども、最初の市長の答弁の中にもございましたが、タマネギ等につきましては、特に八千代町を中心として現在準備を、生産の準備を既に進めていただいております。また、春野菜等についても、順次、生産品目については、農家と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに準備を進めておるところでございます。

それから産直の関係でございますが、現在6つの市内の産直の連絡協議会を立ち上げております。この中で、先ほどからお話がありますように、会員さんの方も非常に高齢化をしてきておるといような状況でございます。新たな会員さんの新規の開拓、というように必要になってまいります。迎えます団塊の世代の定年退職者を、そういった会員さんへ誘導するというようなことも、ひとつの手法になってこようと思っておりますが、そこらの誘導策についても、今後、十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて、答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

市道の管理の関連について、補足の説明をさせていただきます。

議員ご指摘のように、市道の草刈り、あるいは簡易なものについては、6町それぞれこれまで独特の取り組みをされてきたところもございます。そういう中で、現在は、市長の答弁の方にもございましたように、各支所の道路延長に基づきまして、舗装の復旧、あるいは維持等の予算を配分し、それぞれの支所の方で、対応をいただいているのが現状でございます。そういう中で、極力、地元のいわゆる振興会等でやってもらえるのはというご指摘、ご提言でございますが、我々も合併いたしまして、そういう指標も入れて、今後地域づくりの中で考えていったらということで検討しておりますが、まだ、実態としては、そこらの整理が十分できない状況がございます。もう少し、検討を重ねていく中で、地域のいわゆる生活に密着した道路等については、どうかたちで、地域でやっていただけるかというところは、今後の検討をもう少し重ねたいというふうに思っております。

ただ、現在も農地等についた道路につきましては、既に、地域の方々に、刈っていただいたりという実態もございますので、ぜひともそういうことは、続けていただきながら、そうは言いながら集落あるいは、地域によっては、高齢者が非常に多い、また、集落の人口が減ってい

るといような状況も出てきておりますので、その点も踏まえながら、支所等とも連携を深めて検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○加藤議員 議長。

○松浦議長 4番 加藤英伸君。

○加藤議員 先ほど、農産物の加工処理についての話がありましたが、これは、私らも大いに評価しておりますし、ぜひ、よい方向にいてもらえばいいというふうに思います。

それから、市長も考えとると、同じことじゃというご答弁であったんで、あまりまたしつこく質問すると、議長から文句がでるかもわかりませんが、もうちょっと言わせていただきますとですね、農家に意欲がないと言われましたけど、ある面ではそうもわかりませんが、しかしですね、今、行政にはたくさんの方がおられます。しかも、行政という立場は、一般の農業団体とか農家よりも、国県の関係、部署ですね、そういうところからの情報なり、それから、協力なりを非常に受けやすい立場にあるわけなんです。

そういうことでありますんで、農協とか農家を積極的にリードしてそういった意欲も出してもらわなきゃいけないし、販売ルートというものも築いてもらわなきゃならないというふうに思います。ものにはチャンスということもありますんで、前向きにチャンスを捕まえれば、そんなに力もありませんが、逃げた後でそれを捕まえようと思うと、大変な力があるもんです。まあ、本当に今、農業というのは、必要な状況にあると思います。さっき、市長も言われましたが、国は強い農業だけを相手にするんだと、担い手農家いますか、専業農家と集落営農だけで、後は、補助金を出しませんよというような方向に、いうようなことを説明されましたが、国の政策には、自治体としても逆らえないわけで、それはそれとしてやるとしても、安芸高田市の行政として、やることもあると思うわけです。そういうところをしっかりと見て、的確な対応をとっていただきたいというふうに思います。

重ねて同じ答弁になると思いますので答弁はおりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦議長 以上で、加藤英伸君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番、秋田雅朝君。

○秋田議員 議長。2番、政友会の秋田でございます。先ほど、質問された加藤議員さんと重複するところもあるかと存じますが、通告いたしております農畜産振興施策について、大枠3点についてお伺いいたします。

まず、農業施策全般について、国の政策の流れを受けて、本市の1

8年度農林予算についてでございます。国、地方財政の三位一体改革で、政府の3兆円税源移譲の政治を地方6団体は受入れ、正式合意に至ったのは承知のとおりでございます。昨年からの積み残し、補助金削減額は6,540億円で、そのうち農林水産省は340億円であり、政府が求めた目標額に、農林水産省は満額回答をなされましたが、農政を進める上で、国と地方は、それぞれどんな役割を担うのかという本質的な議論は、深まっていないというのが現状だと思われます。農水省が捻出した移譲案は、農業、食品産業、強化対策推進交付金等、20項目とされており、昨年180の補助金を再編してつくられた7交付金では、地方が移譲要求した205億円に対し、農水省の回答は160億円になるなど、地方にできることは地方にと、地方の意見の尊重から判断すると、十分な移譲がなされるとは思われにくいという見方がございます。

こうした状況を踏まえて、補助金削減が、本市の農林水産予算において、どのような影響が出てくるのか、また、影響に対してどのように対応施策を講じられるのか伺いたします。

次に大枠2点目の農業施策について、2項目お伺いたします。

まず、2007年度から始まる品目横断的な安定対策について、周知徹底をはかる必要があると思われることについてでございます。

日本型直接支払は、国内農業を担い手中心に再編成し、経営を支えることで、国際化に耐えうる足腰の強い農業に変えることを目指しており、小規模農家でも、集落営農の組織化により助成対象となれるという、担い手政策と認識いたしております。

2004年の米政策改革では、集落営農については、経理の一元化や、将来法人を目指すなどの、条件を満たす特定農業団体を支援対象に位置付けられましたが、要件の厳しさ等で、設立数は全国で166団体にとどまっていると報じられております。

こうした状況から考えれば、日本型直接支払は、小規模農家にとっての新しい路線ではありますが、本市等、中山間地域農業における取り組み等、しっかり検討していく必要があるかと思えます。ただ、この品目横断的な安定対策について、アンケート結果では、非認定農家では詳しい内容は把握していない、あるいは、あまり知らないが83%、認定農業者でも、内容を把握していないが、48%という結果が出ています。また、集落営農組織に参加しますか。というアンケートでは、半数近い47%が、参加したいと答え、どちらとも言えないという態度未定者が、36%という結果が出ており、行政関係機関の働きかけ次第では、さらに参加者が増える状況との結果が出ています。本市において、この結果が、判断においてすべて該当するとは言いがたいのですが、取り組みの検討も含めて、生産現場に新制度の主旨が伝わっているのか周知徹底を図る必要があるかと思えますが、御所見を伺います。



次に、国の2006年の米生産目標数量決定においての、本市の稲作農家の行政施策のあり方についてでございます。

全国の生産目標数量が833万トンに決まり、これは、05年産目標よりも18万トンの減少で、農水省は、都道府県への配分にあたり、売れた実績を反映し、人気の高い米をの生産を後押しし、米政策改革の売れる米づくりを、より加速させる姿勢を明確に打ち出しております。本件においては、05年生産目標数量は14万1,370トンで、05年産水稻収穫量は14万2,500トンであり、作況指数は101となっています。06年産目標収量では14万820トンとしており、区分出荷による補正後の見込み数量を14万986トンとしており、前年対比で384トンの減となっております。また、農水省の2004年営農類型別経営統計では、全国の水田作経営農家1戸あたりの農業所得は、前年対比43%の大幅減となったと報じ、主たる原因は、米価下落による収入源としております。こうした、生産数量の減少、農業所得の減少傾向を考えると、本市においても、農家の経営向上意識減退が懸念されると思っておりますが、施策においてのご所見をお願いします。

次に大枠3点目の畜産振興施策についてお伺いします。

本年度、高宮堆肥センターの完成、可動により、美土里堆肥センター、甲田堆肥センター、全農高宮実験牧場を含めた、市内4ヶ所の堆肥センターが稼働しております。良質の堆肥生産有効活用による資源循環型農業の展開が、期待されておるところでございます。運営においては、それぞれ委託をなされ、効率的な取り組みが行なわれておると認識しております。

今後においても、効率的運営持続を望むものでありますが、将来展望を考えると、耕種農家、畜産農家の連携は不可欠と思われ、行政、関係機関を含めた更なる取り組み、施策が必要と思っております。美土里堆肥センターにおいては、管理業務委託料を受けての運営管理がなされているところですが、酪農家の管理業務に対する負担が少なからずあるように伺っております。

全市における資源循環型農業の展開を考えると、市内各堆肥センターの総合的運営管理が必要と思われ、これを要望するものですが、ご所見をお伺いいたします。

また、堆肥センター利用における、資源循環型農業の展開における、ストックヤードの建設は大変必要だと思いますが、運営においては、経費的考慮も含め、先に述べた総合的運営管理が必要と思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

以上の点について、お伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。秋田議員の農業施策についてのご質問でございます。

まず、第1に、2007年度から始まる、品目横断的な安定対策についてでございます。

今年3月に、国の閣議決定をされました、新たな食糧、農業、農村基本計画の重要な施策のひとつとしまして、平成19年度から品目横断的経営安定対策を導入することが、明記されております。

本制度につきましては、先月あたりから、新聞等により報道がされており、国や県からも農家への事業内容の周知をはかるよう依頼があり、JA広島北部農協と連携をし、今月からこの説明会を開催する計画をしております。

本制度の対象となる、個人、団体につきましては、今後の地域実態要件の調整により定まっておりますが、本市が進めております、担い手育成と集落営農の推進の中で、関係機関でございますJA広島北部農協、農業委員会等々と連携し、事業の推進をはかってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、国の2006年の米の生産目標、数量の決定において本市の稲作農家、行政施策のあり方についてでございます。

米の生産調整につきましては、米の消費の減少により、毎年生産目標数量が押さえられてきております。このような状況の続く中で、これまで、市内におきましては、いち早くJAを中心にいたしまして、売れる米づくり、販売先加工米、いわゆる種子の専用の稲、また、酒造用好敵米、もち米、こだわり米などの推進に取り組んでまいりました。これは、昨年からの配分要素として組み入れられており、現在、経営構造対策事業で計画いたしております、農畜産物処理加工施設への米の供給計画など、さらに関係機関と連携をして取り組むことにより、農家所得の安定に努めてまいりたいと思うところでございます。また、平成19年度から始まります、経営安定対策の取り組み等により、更なる、合理的な経営、低コスト化への支援を進めてまいりたいと思っております。

次に、畜産振興施策についてでございます。

今年度稼働開始いたしました高宮堆肥センターと合わせて、市内には3箇所の大型堆肥センターと、全農実験牧場の堆肥センターの合計4箇所の堆肥センターがございます。また、個人で堆肥の生産販売されておる農家も、市内にはあるわけでございます。ご指摘いただきましたように、循環型農業の推進を図ってまいりますためには、この4箇所のセンター等との連携が必要でございますので、本年8月に立ち上げいたしました、安芸高田市資源循環型農業推進協議会を核といたしまして検討いたしてまいります。とりわけ美土里の堆肥センターは、施設が老朽化している状況でございますことから、施設の状況、処理方式、運営形態等含めて、本市の資源循環型農業のシステムづくりには、調整、検討しなければならない課題と認識しております。

次にストックヤードの整備についてでございます。お尋ねござい

ますが、先ほどの質問の中で答えましたが、資源循環型農業のシステムづくりの中で合わせて、このストックヤードの整備について検討が必要と考えております。

以上でございます。

失礼しました。最初の三位一体改革によります、18年度の農林水産事業への影響ということでございます。

まず、三位一体改革につきましては、改革の柱の1つである、補助金削減が、事実上、決着をしたこととの状況がございまして、それに見あう税源移譲につきましては、市町村側は、補助金の影響額に単純に合わせるものではなく、都道府県より、市町村に手厚くするよう求めております。

今後、これらの具体的な協議によって、市町村への影響が変わってくるものと考えております。また、広島県の来年度予算編成におきましても、経費削減幅の拡大にさらに取り組むなど、事業の選択と集中を一層進める方針と、厳しい内容となっております。国、県それぞれにおきまして、全体的に今年度より厳しい状況ではございますが、継続事業や重点事業につきましては、県への予算の重点配分を要望等行なっていきたいと思っております。

この三位一体というのは、その補助金を4兆円減らして、そのかわり税源は3兆円ほど地方にあるという、差し引き1兆円だけは事実減ってくると、実態であるわけでございます。その中で、この3兆円の税源移譲が、どこへいったか分からんという内容が、非常に不透明なところがございまして、今、その影響がいくら市へ出てくるかというのは、まだちょっと計算のしようが難しいと、これはまあ、県の段階からまた市町村へ下りて来るといった問題もありますので、ちょっとまだ、この内容については、不透明なところがあるということでございますので、分かり次第、また議会でも報告してきたいと、このように考えておるところでございます。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○秋田議員

議長。

○松浦議長

2番、秋田雅朝君。

○秋田議員

はい。三位一体の補助金削減、税源移譲については、今おっしゃられましたように、分からない部分があるということですが、確実に分かっているのは、今おっしゃいましたように、もう、補助金であり交付金でありが、削減されるということで、必ずそれは農業施策において、影響してくるものだと私は思っております。そうした中で、その時の対応、あるいは、施策の講じ方が一番重要になってくると思うので、そここのところはしっかりと農家のためになる施策を考えていただきたいと思っております。

それから、その次日本型直接支払い等と、あるいは米の生産数量決定等については、また、いろんな意味でその補助金削減も絡んでくるのかなという感覚はもっておりましたが、直接的には今のところ考えられないのかもわかりません。先ほどちょっと話がありましたように、日本型直接支払いについては、やはりこれは、地方段階に行くほど運用が硬直化して、使い勝手が悪いんだということは、そういう意見がございます。そうした中で、今月からしっかりと説明をということを私は言わせてもらったら、今月から説明会を開催するということの答弁がございました。この中においては、しっかりと内容についてご説明はしていただくとともに、この件については、知事特認というようながあると思うんです。それで、知事特認ということになると、経営規模は基本的には認定農業者が、先ほどおっしゃいました4ヘクタール、北海道10ヘクタールとかおっしゃいました。それで、集落営農では20ヘクタールだというようなことが、報道されておったんですが、これで、このままでは、これは、該当者が減っていくんだということで、この知事特認が設けられました。それで、内容的には、中山間地域など、規模拡大に物理的な制限があるとか、生産調整の転作組織で麦、大豆などの農作業を受託するとか、複合経営により相当水準の所得があるというようなのが、対象となっておりますが、中山間地域などでは、原則、要件の半分でよいとかいうような特例になっていたと思うんですが、そこらあたりの踏まえた説明と、それから、このことについて、今後、その安芸高田市の農業がですね、どのように活性化していくとかいうか、しっかりとした伸びを示すのかというようなお考えを、まあ一点、もう一度伺いたいと思います。

それから、先ほどの米生産数量決定における稲作農家の施策でございますが、これはひとつの案として私が思っておりますのが、やはり、転作田が出てくる、もっと増えるような気がするんですが、その中において、飼料作物の作付け拡大等を図られて、やはり飼料増産等という対応の仕方もあるんじゃないかと思えます。そこらあたりの取り組みは、前にも一般質問で転作田の利用ということで僕がやらしてもらいましたけど、そういったことも含めておりますので、また、有効的な利用を市としての斡旋、施策の斡旋等もまた考えられてはどうかということをお伺いいたします。

それから、堆肥センターについてでございますが、もう将来的な考えはもうしっかりと伺いいたしました。それから、現実、美土里の現状もしっかり把握されておられるということで、そこらあたりは、私も酪農家の話をさせていただきましたけども、他のところのない酪農家の方は、ある程度の自分らで堆肥の切りかえし等やられたりとかいうようなことを伺っておりますので、やはり、市内全体が連携をもって、公平的な運営ができるようなかたちをとっていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

直接支払いのことと、生産決定における転作利用拡大の話についての点を2点ほど、ご返答いただきたいと思います。

○松浦議長

ただいま、秋田議員の再質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

後ほど、担当部長の方から、説明会の内容等に計画の具体的なものもあつたら、また、説明をしていきたいと思ひますし、転作品目の拡大、どこを伸ばすかという問題についてもまた、担当部長の方からも報告していきたいと思ひます。

先ほど、秋田議員ご指摘のように、北海道なら10ヘクタール、内地なら4ヘクタールの農家、要するに農家しか対象に認めんという、そういうことについての知事特認というのがどうもあるようで、まだ、これははっきりしておらんのですが、私も、最低限でも8割、4ヘクタールの8割までは知事特認で認めるんではないかと。8割というと3町、3.2ヘクタールですか。そういうものには、そのさらに6割ということ、いうものもおるわけでございますが、そこは、今から知事特認の内容がどうなるかということであるわけでございますが。

私の知ってる範囲はその程度でございますが、また、担当部長から報告いたします。

○松浦議長

続いて、担当部長の説明を求めます。

産業振興部長 清水磐君。

答弁を許します。

○清水産業振興部長

それでは、経営安定対策の要件等でございますが、その前に、市長の方から答弁をしましたが、これの説明会ということで、計画をさせていただいております。

まず、年内には、今月の16日で、対象者を認定農家、あるいは、3町以上の経営をしていただいている大型農家、それから、農業生産法人等の皆さんを対象にして、16日に説明会を、第1回目を開催するという予定でございます。また、年が明けましてJAさんの方でも、また、説明会を市と共同でまた計画をしていくというようなことで、現在調整をしておるところでございます。

それから、要件の内容についてのご質問でございますが、先ほどございましたように、知事特認というようなこともございました。

これは、国が示しております4ヘクタールと20ヘクタールの面積要件を、主に緩和していこうということでございますが、地域実態にあった面積要件ということで、これが、県の方で決めていくということ、内容になっておるようでございます。この経営安定対策についての説明会が12月の最初にございましたが、その中で国の方からの説明では、地域実態に即したかたちで、かなり柔軟的な考え方を示していただいておりますが、県の方の基本的な考え方が最後に申されましたが、非常にこれについては、広島県独自の考え方として、国のハードルよりか少し高めのところ、広島県としては設定をしていき

い、というような最後の説明がございました。こういったかたちで、まだ、具体的に県の方の考え方が、数値として示されておられないので、市の方としても、どこまでの方が対象になるだろうというようなことが、はっきりしたところがまだ掴めないのが実態でございます。

国の方が示しておりますのは、個人の4ヘクタールにつきましては、おおむね8割、先ほど市長が申し上げましたが、それから、生産団体につきましては、20ヘクタールは、おおむね中山間においては5割、ということで、3.2と10ヘクタールということについては、国の方が示しておるところでございます。特に特定農業団体等の扱いの中で、先ほどご質問の中にもありましたが、利用集積の目標面積の緩和でありますとか、といったことも当然ございますが、非常に、本市のような中山間地域の中で、まず第1に課題となるのが、経理の一元化ではないかと思えます。地域営農集団の登録していただいております団体数は、かなり90数集落ござますが、実質的に活動していただいておりますのが、数集落というような状況でございます。その中でも、経理の一元化をして経営をしておるとい団体はございませんので、こういった、ひとつの経理の一元化でありますとか、5年以内の生産法人の立ち上げというような要件がついておりますので、こういったところの要件をどう対応していくかということが、非常に大きな課題になってくるのではないかと思えます。そういったところで、非常に、この要件に適合する個人団体というのが、非常に限られてくるのではなからうかというふうに思えます。

先ほどからいろいろと、ご質問をいただいておりますが、兼業農家が7割以上占めております本市のような中山間の地域におきましては、非常に厳しい要件となっております。この要件にあてはまらない集落なり、個人が主でございますので、こういったところの支援をどのようにしていくかということが、ひとつの今後の大きな課題であろうと思えます。

基本的な方向としましては、これまで進めてきております大型農家なり、地域営農集団なりを、中心、あるいは、まずは集落営農、集落での共同経営の話し合い活動の取り組みを、今後強めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再々質問はありますか。

○秋田議員

議長。

○松浦議長

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

はい。後、粗飼料の今の転作田を活用した拡大という取り組みですね、その件の方の、もう一回お考え方と、それから、担い手における集落営農の、さっき話をさせていただきましたけども、20ヘクタールという面積のクリアというか課題がですね、やはり、いろいろ話を

伺ったら難しいという部分は伺うんで、そこらあたり緩和できる、これはまあ、国の政策も含めてですから難しいんですけども、そこらあたりの緩和を考えていく必要があるんじゃないかと思うので、そこらあたりの考え方と併せてお伺いして、私の質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの質問の答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

失礼をいたしました。先ほど、もう一つご質問に対する答弁を落としておりました。生産調整に係ります基礎資料の取り組みの推進はどうかというご質問でございます。

これにつきましては、これまでも、ご質問をいただいてきておるところでございます。この取り組みの実態でございますが、合併の前から旧甲田町を中心にですね、取り組みをしていただいております。これを新市の方にも引き継ぎまして、取り組みを進めておるところでございますが、御存じのように、この事業につきましては集落、それから酪農家、畜産農家、それから生産組合というような、3者一体の中での取り組みが必要になってまいります。それと、需要と供給のバランスというようなこともございます。推進の方に努めてまいっておるところでございますが、なかなか拡大をしておらんというのが実態でございます。転作作物のなかなかこれといった決め手がないわけでございますので、一つの大きな柱として位置付けはしておりますが、これにつきましても、今後も拡大に向けた取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから、20ヘクタールの面積要件のことでございますが、本市の場合は、集落営農を中心として進めていきたいという基本的な考え方を持っております。その中で、集落の平均の面積が10ヘクタールに満たないというような状況になっております。集落によっては、例え5割の10ヘクタールに緩和されたとしてもですね、その10ヘクタールにも満たない集落が当然出てまいりますので、そういったところの取り組みのことについても、今後検討していくと、必要があるというふうにも思います。いずれにしましても、本制度に乗っていくということにつきましては、集落の積極的な取り組みがございますので、そこらにつきましては、十分ご支援を農協ともしていきたいというふうにも考えております。

現在、来年に向けて、担当課の方で検討をしておりますが、農協におきましても、集落営農を大きな柱として掲げていただいておりますので、そういった関係機関と連携をとりながら、特に重点集落というようなものを定めまして、集落営農の推進に取り組んでいく必要があるんじゃないかというような議論も今行っておるところでございます。今後、十分関係機関と連携をとって、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩をとらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

19番 渡辺義則君。

○渡辺議員

はい。新政会の渡辺でございます。かねて通告しておりますとおり、3点ばかりほどお伺いをしてみたいと、このように思っております。合併いたしまして、2年という年月を経過したわけでございます。今日、私が質問することは、いささか確信にふれておりますが、事実上は、非常に難しい点があると感じながら、やはり今後の課題として、ぜひとも取り組んでいただきたいと、こういうことを前置きとして質問に入らせていただきたと思います。

行財政改革のさらなる推進をとということで、ご提案申し上げておりますが、地方分権に対応した行財政体制の確立のため、定員管理、給与の適正化等、行政改革大綱の示されております視点その3に、主にまとめられておりますが、この中にですね、専門部署、いわゆる人事管理部を設置して、より効率的な行政改革が推進できないものか、市長さんのお考えをお伺いするところでございます。

次に第2点目は、ソフト面ということでございますが、新生安芸高田市の市民憲章を制定してはいかがかということで、伺ってみたいと思います。

合併して2年を迎えましたが、本市のキャッチフレーズ、人輝く・安芸高田にふさわしい市民憲章や、あるいは、市歌、市の木、市の花等、名実ともに誇れるまちづくりの基本となるべきものを制定してはいかがかということで、ご提案を申し上げたい。市長のお考えをお伺いいたします。

3点目は、新市キャッチフレーズに恥ずかしくないまちづくりをいうことで、これは、まあ多少、苦言めいたことになるとは思いますが、と申しますのが、あちこち巡回と言いますか、所用があつて出向いてみますと、市内でですね、見受けるのは、行政が設置した看板、あるいは標識の中に、今もって何々町役場と。町はわかりますよね。町名は生きておる。何々町役場というのが、はっきりと大きな看板で出ておるようなところがあるわけでございます。そういった点、お互い我々も含めてですが、私も気付いたのでここで申し上げるわけですが、やはり、地域づくりに対してですね、我々を含めた職員さんの意識の高揚を望むとともに、この整理を。もう2年経つわけでございます。したらいかがかなと、したらというか、これはぜひするべきだというこ



とを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

後ほど、再質問は、自席で行なわせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問について、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議長。行政改革の更なる推進について、という渡辺議員のご質問でございます。

まず、行政改革大綱の地方分権に対応した、行政組織体制の確立に関する事項については、付帯意見として早期に取り組むべき具体的な事項が、5項目にわたって提起をさせていただいております。その中には、本所と支所の役割分担や地域振興にかかる事務分掌のあり方、より簡素で効果的な組織を目指すことが求められております。また、大綱では、人材育成基本方針や、定員適正化計画の期策定を掲げております。さらに本年の人事院勧告では、給与の構造改革について、踏み込んだ内容の勧告がなされております。

このような環境の中にあつて、行財政改革を念頭に職員の定員適正化を推進いたし、スリムで効率的な組織運営を行なうことは、本市の行財政運営の根幹に関わる極めて重要な課題であると認識いたしておりますので、今後、人事管理におきましては、より専門性を発揮し、本市行政組織のかじ取りが、適正かつ円滑に行なわれるよう、体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、新政安芸高田市の市民憲章の制定について、というご質問でございます。

このことにつきましては、合併前の協議の中で、新市発足後に調整するとされております。

ご指摘をいただきますように、新市が発足して、2年を迎えようとしておりますことから、検討が必要だろうと考えております。しかしながら、各町ともそれぞれの長い歴史の中で、個性豊かなまちづくりを展開されておりましたことから、性急な統一は困難を予想されますので、各地域の状況も尊重いたしながら、市民憲章をはじめ、市の歌、市の木、市の花などの制定にあたってまいりたいと思います。本格的な活動をはじめしております、市民の意見を聞く地域振興会の連合組織やまちづくり委員会等からも、いろいろ市民のご意見も聞きながら、今後市民の意見を反映した手法によって、検討していきたいとこのように考えております。

次に、新市のキャッチフレーズに恥ずかしくないまちづくりについて、ということでございます。

次に、平成16年3月に旧高田郡6町が合併しまして、安芸高田市が発足いたしました。新市の発足の時点で、主要な案内看板につきましては、回収をいたしたところでございます。しかしながら本市全体から申し上げますと、旧町名を明記した看板等は、莫大な数がございますので、費用的にも大きな負担となることと思っておりますことから、

順次回収をいたしてまいりたいと、このように考えております。ご理解をいただきたいと思えます。

なお、再質問については、それぞれ、担当の方から、お答えをさせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○渡辺議員

議長。

○松浦議長

19番 渡辺義則君。

○渡辺議員

先般、平成16年度の決算認定もされたところでございますが、合併後のこの決算内容が、これによって明らかになったということでございますが、そこで、提出された平成16年度の、いわゆる財政状況によりますと、財政力指数は0.316と非常に低い状況。一方経常収支比率も、あるいは、公債比率もいずれもが、平成12年度以降上昇傾向にあります。反面ですね、基金の現在高が非常に減少し、市の地方債残高は増加しております。こういった状況は、本市の新市建設計画の事業実施期間でありますここ3～4年間は、避けては通れないというふうに認識はいたしますが、まずは、経常経費を、いわゆる適正な規模までできるだけ早い機会に下げていくというのが、努力目標であることは間違いございません。そのためには、ぜひやはり、現在いつも言われますように、このことは避けては通れない現状は、6町が合併したわけですから、職員数が多いということは、我々は認識しておりますが、やはり、適材適所、その人にあった仕事、効率を上げていただくというふうな面からしますと、市長さん直属の人事部とか、あるいは、人事課とか、その辺が設置できないものかなというふうに感じさせてもらっております。

再度質問を重ねます。それから、市民憲章等につきましては、市長等、先ほどの答弁のとおり、まちづくり委員会等、係るわけですから、こういったことこそ、そこで諮っていただきたいと思えますし、3つ目のですね、旧町の名称というのは、ひとつ、私も質問が悪かったかもわかりませんが、旧町名は、これは確かに現存とあるわけですから、字を書く場合も、安芸高田市吉田町とこう書くんですから、町名があるのは当然なことなんです、私のおった町ですから怪我がないんと言いますが、そのことがあるとかないとかは、別で判断していただきたいんですが、高宮町役場という看板、あるいは標識があらこちらに見当たりますよというのは、やはり、行政の対応というのが、一般的にはうかがいとられるのではなかろうかということ、ご指摘申し上げたわけです。

以上です。

○松浦議長

ただいまの、渡辺議員の再質問に、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほど来、ご指摘をいただいておりますように、非常に厳しい財政

状況の中で、早くこの行政改革を実現するというのが、大きな使命であるわけでございます。そういう意味で、具体的には助役のところ、大綱の実施についてご答弁をさせていただきたいと、このように考えております。

それから、先ほどご指摘のように、これはどうかというような古い看板については、順次取り替えていく努力をしていきたいと思っております。

○松浦議長

ただいま、市長答弁の中にありました関連答弁として、助役、増元正信君、答弁を求めます。

○増元助役

午前中の質問にも、お答えをさせていただいたところでございますけれども、行政改革の推進につきましては、喫緊の課題であるというふうなことで、実施計画につきましても、5年の計画ではありますけれども、できれば、前期の3年間で重点的に実施をしたい。当然合併をいたしまして、3年、4年、5年と、合併の直後の新市を建設する中でも、ぜひともやりぬかなくてはならないというふうな思いで取り組まさせていただきます。

ご指摘の人事でありますとか、定員適正化でありますとか、午前中も申し上げましたとおり、内部の改革をまず実施をして、その後にやはり、市民の皆さんにもそのことを理解をいただき、また、市民の皆さんにもいろいろとお願いする部分もあろうかと。また、説明責任も果たして行かなくてはならないという思いでございます。

そういった中で、定員適正化計画、これも合併前からの課題でございましたけれども、今後、いわゆる団塊の世代の定年退職を迎えていくということでございまして、毎年10名近い職員が退職予定であるというふうな状況がございます。それだけを取り出しましても、職員が減っていく中で、どのように業務をこなしていくのかというのが、我々の大きな課題でございます。そのためには、組織機構の見直しもしなければなりません。現在の522名ですか、の体制が今からどんどん減っていくということでもあります。

しかし、一方で、行政サービスなり、行政としてやらなければいけないことは、やはり、やっていかなければならないと。また、県等の事務移譲も含めて、仕事が減るということはないであろうというふうに思われます。また、質も当然上げていかなきゃいけない。これまでの発想でやるというのではなしに、発想の転換を含めてですね、行政でやるべきところ、あるいは、住民の皆さんに、自助であるいは互助でお願いするべきところ、まあそういったような割り振りもしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、行革の実実施計画の中でも、定員適正化計画、あるいは、一人一人の職員が、それぞれ能力を発揮して、その総体でもって、仕事をやっていかなければならないというふうに思います。これまでは、いわゆる個人個人の思いで、仕事がなされてきた。あるいは、個人の努力でもって、仕事がなされてきたと。今からは組織の中で目

標を共有しながら、上司と部下が話し合いによる目標による行政運営をしていかなければならないと。そういった中で、職員の能力、質というものを上げていくというふうな方針を盛り込みました人材育成基本方針の策定、これも今年度の取り組み、実施になっておまして、現在その策定に向けまして準備を進めております。定員適正化計画も本年度の策定ということで、現在進めさせていただいております。その他にも、給与の適正化、あるいは、部下が上司を評価する、あるいは、上司が部下を評価すると、そういった、お互いに切磋琢磨をするような、そういう仕組みもつくっていかねばならないというふうに思います。ともすれば、ぬるま湯だという一般の見方がございますが、それを払拭するという意味でも、お互いに競争する、切磋琢磨をする中で、職員が育っていくと、そういう仕組みをつくらなければいけないということになりますと、ひとつの評価と言いましょか、お互いの評価ですね、そういった手法も必要なんではないかということで、そういったことも盛り込んだ、人材育成の基本方針を、今年度中に策定をしたいということで、取り組まさせていただきます。

現在、そういったことを、できれば市長の直属の組織をつくって、重点的にやるべきではないかというご指摘であろうかというふうにも思います。ただ、これを総合的にやるためには、各部長なり課長なり組織人全員が認識をしなければなりません。単に、統括をする部署は必要ではありますけれども、部署を、専門部署をつくったからといって、それが実行できるものではないというふうに私は思っておりますし、現在の組織の中でも、市長、助役、総務部長、その下に人事給与係と、現在5名おります。こういった行革を進めていく係が、行政推進係ということで係ではありますけど、専任職員がおるわけがございます。

そういった中で、私の立場から言いますと、市長とも連絡をとり、市長の意向を受けてですね、そういった組織の職員を動かしていくと、いったことが重要なんではないかなと。今の組織の中でもできるんではないかなと私は思っております。今後、重要な課題でありますので、なんらかの、あるいは、今度の組織改革の中で、必要があればやっていかれる、いくべき問題だというふうには思っておりますけれども、現在の体制の中でも十分進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上であります。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。再々質問ありますか。

19番 渡辺義則君。

○渡 辺 議 員

大分、広く詳しく説明をいただきました。ありがとうございました。

私がお尋ねをしておりますことは、そういった課題の整理をするひとつ要としてですね、組織体制を考えるべきではなからうかというご意見なり、市長、助役の考えを正したわけです。

市長さんは、今後、体制は考える時期もあろうと、いうお考えをい

ただいたと解釈しました。

助役さん、今、厳しいように内容は聞いたんですが、やはり、その部署を増やすんが私は良いというんではないんですが、総務部長さんのところで、そういったことまですべてがこうかかってくるというようなことでは、今後将来、人事というのは、どこの組織でも、非常な要であるということ強く感じておるので、ご提案なり、ご意見を求めたわけでございます。

助役さんの答弁をいただきます。

○松浦議長

ただいまの、渡辺議員の再々質問に答弁を求めます。

助役 増元正信君。

○増元助役

議長。

○松浦議長

簡単明瞭にお願いします。

○増元助役

市長がお答えをさせていただいたとおりでございます、今後必要があれば、ぜひとも必要な部署であると思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、渡辺義則君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 田中常洋君。

○田中議員

議長。政友会の田中でございます。私は教育長に、児童生徒の安全な通学の取り組みについて伺います。

昨年、児玉市政が誕生した最初の6月定例議会において、施政方針が発表されました。その施政方針の中で、市長は、子どもは邑の宝、市の宝であると言われております。この宝がまさにこれから、光輝やこうとしている時、子どもを取り巻く世相は、一体どうなっているのでしょうか。

昨年の11月、奈良市での小学1年生の女の子が下校途中に殺害されました。それから、1年ちょうど、先月11月22日、安芸区の小学校1年生の女の子が下校途中に殺害され、これから、この事件が発生して10日後、今月の1日には、栃木県でも同じように痛ましい事故が発生しております。こうした事件が続発する中で、学校現場はもとより、警察、教育委員会とも保護者、地域等で、安全対策について取組んでおると思っておりますが、今現在、どのような対策が講じられておるか、教育長にお伺いいたします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。ただいまの、田中議員のご質問にお答えをいたします。

冒頭質問の中でもありましたけれども、子どもは市の宝、邑の宝。まさに今からの日本を背負う宝であります。痛ましい事件が連続して起こっております。今は、学校だけでなしに、塾でも、塾の先生によって殺害されると、どこにおれば本当に子どもが安心をして生活がで

きるんだらうか、という思いは誰しも思われるだらうと思いますし、私自身も市内の子どもが、一人でもそういうことに遭うようなことがないように、全力をあげて取り組まなければならないという決意を持っておるところであります。

さて、11月の22日に、広島市の安芸区の小学校の子どもが、下校途中に殺害されるという事件が起きました。直ちに、22日には、各校長に対しまして、安全な登下校の指導、あるいは、出席の確認等について指導を行いました。そして、24日には、私のところから、教育長に、教育長と校長が直結できるパソコンがございますので、それを通して保護者への協力依頼の通知、教職員による登下校指導、不審者情報の周知、通学路の安全点検、子ども110番への協力依頼、防犯ブザーの携帯と点検、等々についての指示を行いました。その他、市長、教育長、吉田警察署長連名で、子ども110番への依頼、そして11月28日には、小中高の校長会連合会が吉田で開かれまして、その場に吉田警察の方からおいでいただいて、具体的な指導、29日には、安全推進室から、各支所長への広報車、巡回防犯広報の依頼をしていただき、さらに栃木県の小学校1年生女子の殺害事件が起きた後は、12月6日に、臨時の幼稚園長、校長会を開催いたしまして、吉田警察署の署長さん、刑事課長さんの指導、安全推進室の指導、安全マップづくりの実践校、具体的には小田の小学校が、昨年子どもを殺すというようなメールが入ったということで、非常に緊張感を持って取り組んでおります。そこで、具体的にどのようなことをやったかということ、小田小学校の校長に実践発表をしてもらい、教育委員会から、再度安全指導についての指示を行いました。これまでは、安芸区の小学校については、都市部の問題であるというようには頭の中にはよぎっておったわけではありますが、栃木県の問題を見ますと、これは、どこでもまさに起こりうる問題で、という思いが強うございましたので、ニュージーランドから帰りまして、直ちに、12月6日に臨時の校長会を開いて、指示をしたわけであります。12月7日には、安芸高田市老人クラブ連合会への協力依頼を行いました。これは、何故かと言いますと、両親は働きに出ておって家におられないと、しかし、老人クラブ連合会に加入しておられる方は、家の方におられる方が非常に多い、だから、下校時間をお知らせすることによって、その時間帯に家のもうりの方で草をとってもらったり、あるいは、畑へ出ておられるということがあると、少しでも、子どもたちのことについて関心をもったり、あるいは、守ってもらえるんではないかという思いもありまして協力依頼をもらいました。12月8日には、市長、教育長、吉田警察署の署長の連名で、市民に子どもの安全確保のための、緊急のお願い文を出させてもらうなど、市長部局、それぞれの各支所、教育分室、吉田警察署、PTA等々、市内の多くの関係機関や団体の協力を得て、子どもを守る取り組みをしていただいているとこ

ろでございます。

しかしながら、子どもの安全は、学校、家庭だけでは、到底守れるような状況ではありません。教育委員会といたしましては、この際、警察署、市長部局の安全推進室としっかり連携を図り、民生委員さんや老人会など、市民の皆さんの全体の力を借りながら、子どもの安全を確保してまいりたいと思っております。なお、安芸高田市に安全推進室が設置され、子どものこのたびの安全対策について、有機的な連携を早期にとっていただくことができ、教育委員会としては、大変に感謝をしておるところであります。今回の取り組みも進める中であって、この推進室ができたことで、非常に早く対応ができた。そして、市民の多くの人の力を結集することができた、私自身は、大変喜んでおります。ぜひ、子どもの安全を守るために、今こそ、市民の皆さんのお力を貸していただきたいと、切に願うものであります。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問ありますか。

○田中議員

議長。

○松浦議長

3番 田中常洋君。

○田中議員

取り組みについては、よくわかりました。児童生徒の安全についての取り組みについては、私は2つに分かれると思うんです。ひとつは、学校内。ひとつは、学校外。

学校内では、京都市の小学校男子の子どもが校庭で刺し殺されるという事件がありました。また、大阪の池田小学校では、8人の子どもが殺傷されるという事件が記憶に新しいところです。このように、学校内の安全については、校長さんを柱として、教職員が一体となって、安全については取り組まなくてはならないと思います。

しかし、学校外の点については、登校については、集団登校等で、一団となって登校するということが良いと思いますが、下校については、学年差の問題もあり、また、学校を出ると、東西南北に子どもたちは下校するわけです。それを、先生に安全について頼むということは、これはもう限界であり、到底無理だとも思います。

そこで、先ほど、教育長が話されました、いろんな各機関との連携等で、ボランティアとしてお願いするしか手だてはないかもしれなません。そうした中で、行政の職員も、これについて携わっていくという姿勢が大事なんではなかろうかと思えます。市内のある支所では、この問題を重く受け止め、支所の職員全員が仕事の都合をつけ、旧町の小学校と連携をとり、下校時間に合わせて、この事業に支援をやって、既に支援をしているということですね。これは、行政マンの姿勢として、高く評価できるものではないかと思えます。こうした取り組みが、全市的に行われるように考えるべきではないか。この点についてひとつお尋ねします。

また、こうした問題について考える時に、子どもが地域の大人を良く知るといふこと。知らないおじさんお婆さんがいないこと。また、地域の大人は、通学してくる生徒児童の名前を、全部覚えるくらい。だれだれ君、だれだれさんと、ちゃんと声かけられるくらいコミュニケーションがとれると、いうことも大事なことです。これには、地域である行われる行事には、児童は、全員がその授業に参加する。また、学校で行われる行事については、地域の大人は全員こぞって、この学校の授業に、行事に参加するといふことが、その辺の根本的なことじゃないかと思われまふ。時間はかかるかもしれませんが、こうしたことが積み重なれると、これは、郊外の安全対策に、大きな力、一段と力が増すんではないかと思ひます。

こうした取り組みについて、教育長はいかがお考えか所見をお伺ひします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい、議長。子どもの安全を確保のために、行政の職員も一緒になって、子どもを守る体制ができないかという質問でございますが、最初に各支所の方で、巡回をしていただくという話をいたしました。

これは通知でお願いしとるわけですが、支所、教育分室、本当に積極的に協力をいただきまして、下校時間帯に市の公用車を出していただいて、巡回をしていただいております。ただ、犯人が、安芸高田市に行ったならば、多くの目が光っておるといふことを自覚することが、この子どもの安全を守るということに、私はつながるといふように思ひわけでありまふ。そのために、これは、防犯パトロール中といふものを、これは、今からつくるんですが、市の公用車にマジックで付けていただいて、これをつけながら運転をして巡回をしてもらおうと、これは油断ならんといふことにもなりますし、それから、子どもの安全パトロールといふことで、こういうものを、各小学校に、約20枚くらい配布いたしまして、19センチ×48センチで、マグネット付きでございますが、こういうものを配布いたしまして、やはり、PTAとか学校の教職員も、これをつけて運転をするといふことを通して、安芸高田市は、皆の目が光っておるといふ、人の目と言ひますか、人の大きな力で、子どもたちの安全を守っていきたくと、こういうように思ひわけです。

こういうようなのも、きちっとアイデアを出してつくっていただいたのが、これが、安全推進室が主体的にやってもらひまして、教育長としては、大変ありがたく思ひておるその内容のひとつでございます。

もうひとつ、安芸高田市の教育を進めるためには、市全体では、協働のまちづくりというスローガンがございますが、教育委員会は、教育を中心に考えるといふことで、協力の協に育てるといふことで、協育をそれぞれの学校で進めてもらひたい、というように話をしており



ますのは、閉ざされた学校から、開かれた学校づくりということもあります。

しかし、今回思いましたのは、このことを言って良かったなど。つまり、開かれた学校づくりを通して、学校に来ていただいて、子どもを知っていただく。だれが不審者かわからないわけであります。サングラスをかけてじろっと睨むのが、あるいは犯人かもわかりません。案外にこやかで優しそうな青年が、そういうことになりうる可能性も十分あるわけですが、これが、安心しておられる人かどうかというのは、やっぱり顔見知りになるということだろうと思います。それで、学校は、開かれた学校づくりを通して、地域に学校公開する時には、最近はどここの学校も有線放送を流して、お出でくださいというようにしておると思います。

今までは、教員だけの会でしたが、今は、そういう安芸高田市内の学校ではなっておりません。すべての学校がそういう意味では、いろんなかたちで呼びかけをしております。地域の学校として育ててもらいたいということを、訴えておるわけでごあります。と同時に学校も、来てもらうだけでなしに、地域の行事には、極力出かけて行って、子どもたちの様子やら、子どもたちを知ってもらうということの動きをしてもらいたいと、というような教育委員会としては、思いを込めながら、今、子どもの安全、そして、教育の中身づくりについて取り組んでおるところでございます。

繰り返すようでございますが、学校だけで、校舎の中におるぶんなら、ただ扉を高くしたり鎖をつけたり鍵をかけたりすれば、入って来ることはできんかもわかりませんが、智慧をもった人間が来るほど、これくらい怖いことはないわけでありまして、どのような方法で来るかもわかりません。ただ、守りやすいということはありません。

しかし、この登下校の途中ということについては、皆さんの協力がないと到底守ることはできませんので、改めてお願いしたいんですが、ひとつ地域の子どもを知っていただいたり、声をかけていただいたり、そして、守っていただくことについて、ご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○田 中 議 員

議長。

○松 浦 議 長

3番 田中常洋君。

○田 中 議 員

ぜひ、そうしていただきたいと思います。

次にですね、学校現場の先生に話を戻して質問いたします。

先生、いわゆる教諭としての仕事は、児童生徒に教育学力をつけるというのが、最大の仕事でございます。先生の一日は、授業が終わり、使った教材を整理し、また明日の教材の準備をし、暮会があり、また、

学年だよりとかテストの点付けとか、毎日が多忙な日が現実だと思います。そのうえ、授業が終わって、ほっとする間もなく、我がクラスの子どもは下校したが、無事自宅にたどり着いたろうかということ、毎日毎日思って心配していたら、これは、たまったもんでありません。

こうしたことに、ちょっと、他の例をあげますと、大阪のある小学校で、下校途中の男の子が交通事故にあって、その後に保護者が学校へ抗議にたびたび訪れ、担任の先生は、体調を崩して長期の病気休業。校長先生は鬱病になって入退院の末、自殺をされた。全国の教諭の方が、平成13年でしたか、自殺をされたのは、103人。100人を超えているわけですね。精神的なストレス等で、病で長期の病欠というのは、どんどん出ているというのが、現実だそうでございます。

これでは、邑の宝、市の宝の子どもたちを、光り輝く、磨いていただく先生が、病ではどうにもなりません。健康であっていただかなくてはならないと思います。そうした先生に、心配なく安心して、下校する手段として、これには、スクールバスの導入が一番だと。その辺を、この導入事業について、教育長はどういうふうに判断されとるか、その辺についてをお伺いします。

○松浦議長

ただいまの再々質問について、答弁を許します。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

確かに、教員の仕事の内容は、精神的な内容は、非常に多うございます。右向け右というように号令をかけておったら、右へ向いとれば、ひとつもそれほど苦しい仕事でもないわけでありますが、人間でございますので、右向け右言いましても、時には下を向いたり、横を向いたり、全く動かなんだり、いうこともいっぱいあるわけでございます。そういうことは、要するに、教育の中身をする時にも、そういうふうな精神的なストレスというのは、たくさんあるだろうと思います。

そういう意味から言いまして、今の教育に携わっておるものの精神的なストレスというものは、非常に大きなものがあると。それをどうするかということで、いろいろ話がある中で、やはり、ある程度、教員も割り切る必要もあるだろうと思うんであります。

下校した後に、家に帰った後に、事故が起こったことについて、すべて皆学校の責任じゃというようなことについて、話があるのは、私は、それは、学校としては、指導はしとると思いますが、それをすべて記者会見で、校長が皆責任をとらなくてはならないというような風潮というのはですね、これは、私はいかがかなというようなことがあるんです。そういう意味もありまして、精神的な面ですね。但し、それくらいの心配がないと、子どもはついてこんのです。我が子を思う時に、今日も行ったけれども、安全に帰って来るだろうかというのは、どこの親御さんも思われるでしょう。やはり、教員もこういうふ

うな事態が起こると時に、あれは親が全部送り迎えするんが当たり前で、自分の責任じゃないよというような教員だったら、多分、機械的な割り切るといことも良いことだと思いますけれども、多分、子どもはよく見抜いてついてこないだろうと。

そういう意味から言ったら、スクールバスにしたらいじゃないかということですが、家の門口まで全部スクールバスで行くんなら、これは、私は、問題はないと思うんですが、スクールバスにも限界があるんです。お隣の市でもこういうことがあったわけです。スクールバスで帰るんです。スクールバスで降りるところを狙ってかどわかすんです。要するに、バスがスクールバスで子どもが降ります。それを、毎日見とるわけです。見ておってそこへ待ちかまえておって、お父さんが具合が悪いとかなんとかいうかたちで、連れ回したというようなこともありますので、私は、この今のようなスクールバスのことについても、当然、財政的なことも考えながら、私は、安全面ということについては、考えて行かなくてはならないと思いますが、子どもを守るという意味で考えるのに、3つあると思うんです。

ひとつは、自分で守る、自分を守る力をつけると、極端なことを言いますと、安全ブザーを配っておりますが、あれが本当にみな機能するかどうかというのは、時々やってみにゃあですね、抜いてみても、鳴らんことがあるんですよ。だから、自分で守る習慣を保護者の力を借りながらつけていく。

もうひとつは、みんなの力で守る。地域の力、そういうもので守る。

3つ目は、スクールバス等もありますけれども、施設、設備、街灯をつけるとか、あるいは、防犯カメラをつけるとか、そういうことで、守るという方法があるだろうと思います。

スクールバスのひとつの、方法だろうと思いますが、あったのにこしたことはございませんけれども、できるだけそういう面についても、財政的なことの考えながら、本当に必要ならば、それを考えていかにゃいけんだろうというようにも思います。これは非常に財政負担も多うございますので、また、いろいろと検討もさせてもらわなければならないと思いますが、今すぐ、すべての市内の学校に、どこの学校にもスクールバスを2～3台持って、あらゆる方向へ送り届けるということについては、それは望ましいんではあります、そこまでは、今のところは考えておりません。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で、田中常洋君の質問を終わります。

ここで、15時20分まで休憩をとらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午後 3時06分 休憩

午後 3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

12番　金行哲昭君。

○金行議員　はい、議長。本日最後となりまして、もう少し私、特に執行部の方、最後ですので、気を尚いっそう締めて、私の質問を聞いて、適切な答弁をお願いします。政友会の金行でございます。

私は通告のとおり、条例、規則と市の公共施設のトイレの水洗化について、大枠2点質問させていただきます。

まず、はじめに条例、規則についてでございますが、延滞による徴収条例は、我が町の条例にも、しつこく、厳しく書いてありますが、支払賃に対する条例規則等は、我が市の条例ではございません。これは、国の条例等々がございまして、それに準用するのか、その点はどうなっているのかお聞きします。

例えば、工事代金、物品代金の請求書を受領して、何日に支払わなくてはならないのか、その他の給付については、何日に市の方の側は、お世話になった人に払わなきゃいけないのか、その点をお聞きします。

なぜ、私が聞くのか言いますと、この支払が、遅れてるんじゃないかというのをよく耳にするものですから、適切な答弁をお願いします。

それから、2点目でございますが、市の公共施設のトイレの水洗化でございます。

これは、私、あの、市長と書いておりますが、これ、教育長にも関係ありますので、こちら、よろしくをお願いします。

私は、以前この点は、質問させていただきました。我が市の衛生面、安全面、また、環境面においても、公共施設の水洗化は非常に、また必要な事項であると、私は確信しております。市長もよく言っておられます。ハード事業は、もう大分やったと。もうあんまり、今まで出ておる、非常に、文化センターとか、葬斎とか、いろいろあるが、まずやらなきゃいけないのは下水道整備じゃと、市長はよく言っておる。私も誠にそうだと思います。それと同時に、進むにつれて、水洗化は、公共施設の下水道化できたが、公共施設の水洗化がちょっと遅れとるんじゃないかと、私は、以前から思って、一昨年も質問させていただきました。そうしたら、教育長の方は、学校関係を早くやって、順次、それでやっていくということで、適切な答弁をいただいておりますが、その学校関係はどうなっているのか。

また、17年度の公共施設の水洗化は、どこまで行なわれたのか。どこまで行なわれようとしているのか。また、18年度の水洗化については、どう考えておるのか。その大枠2点をお聞きします。

答弁次第では、自席において、再質問させていただきます。

○松浦議長　ただいまの金行議員の質問に対し、答弁を求めます。

まず、市長　児玉更太郎君。

○児玉市長　議長。金行議員のご質問でございますが、条例及び規則についての

ご質問でございます。

まず、本市の条例及び規則などには、市の支払遅延に関します特別の定めはいたしておりませんが、このことにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律において、地方公共団体は、これを準用することとされております。

なお、建設工事における請負代金の支払ということでございますが、安芸高田市建設工事執行規則にそのことを規定いたしており、完成検査に合格し、請負人から請求があった場合は、請求を受けた日から40日以内に支払うこととしております。また、このことにつきましては契約書にも明示をいたしてしております。

物品につきましては、規則等は設けておりませんが、支払期限は30日以内としており、建設工事と同様、契約書に明示いたしてあります。

いずれの契約も、その支払期限の日数につきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に、定められた日数を適用いたしてあります。

市の公共施設の水洗トイレの問題につきましては、教育委員会からお答えしていきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。ただいまの、金行議員の質問にお答えいたします。

現在、教育委員会が管轄しております社会教育施設で、トイレが水洗化されていないものに、グラウンドが5件、プールが7件、公民館が1件、郷土館が1件等ございます。また、移動式簡易トイレの施設が3件、その他トイレのない施設もありますが、他の公共施設と隣接をしておるために、そこを使えばいいということで、必要ないと考えておるものが9件ございます。

水洗化することは、施設を利用する方の要望からすれば、当然なことだと私も思っております。私といたしましては、学校施設の水洗化を優先させていただきたいと以前申し上げましたが、平成16年度に3件、具体的に申し上げますと、川根の小学校と、船佐の小学校と、小田の小学校、3件について水洗化をしてまいりました。今年度、吉田中学校の体育館1件を、整備を行ったところでございます。

学校施設の内に残りました水洗化は、小学校と併設してあるプールがあるわけでありましたが、そこが5件ほど、まだ、残っております。さて、そのプールの方を先にするか、あるいは、社会教育施設のグラウンドの方を先にするかということでございますが、将来の下水道計画、また、下水道以外の合併浄化槽の設置も含めて、学校施設社会教育施設を併せて水洗化することについての、予算の範囲内で計画をしてまいりたいと、このように考えておりました、できるだけですね、水洗化の方向での取り組みを進めてまいりたいというように思っております。

ころであります。ただ、プールにつきましては、年中使うという施設ではないということもありますので、そういう点を、十分勘案しながら、計画的に進めていかななくてはならないというように思っておるところであります。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○金行議員

議長。

○松浦議長

12番、金行哲昭君。

○金行議員

今、教育長の答弁をいただいて、まあ、以前も私がお会いした時には、順次やるということで、16年度17年度において、着実にいうていいんか、積んでいただいて、やって、これはいうことで、認識の問題ですからね、これは予算の関係もございますから、そう一辺にするというのは、教育長も、これじゃと思うておられますが。まあ、それは、ほいで、そういう気持ちをね、いうことで、着実に進んでおられるいうことで、私は、ある程度納得しました。

もう1点の、遅延の問題で、今、市長が、市の分はないが、国に準じて40日、こういうのもあれですね、それと一般のが、30日ですか、そういうことで払っておるんじゃないかということですけど、これは確実にその関係者に払っていらっしゃいますか。それをお聞きします。

分かりますか、言ったことが。市長並びに部長に、答弁をいただければいいですよ。今、40日、30日が確実に払ってます。いらっしゃいますかといってお聞きしてるんです。

○松浦議長

ただいまの質問について、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。はい、基本のこうした支払いにつきましては、先ほど市長さんの方から、ご答弁をいただいたところでございますが、基本的に合併をさせていただき、旧町いろいろ工事のですね、支払い、また、物品等の支払いというのは、いろんなこうそれぞれ、例えば、6町あったわけですが、6つの通りの支払いというのもあったのも事実ではなかろうかと思っております。

公共工事につきましては、合併をし、財政課の中に管理係というのを設置をさせていただき、公共工事に係ります問題点につきましては、工事検査員制度で実施をさせていただいております。

各建設部、また産業振興部、その他、公共工事の発注の関係部においては、直接監督管理を実施をするわけでありましたが、完成の検査につきましては、管理課の管理係の工事検査員が、実施をしておるのが現状でございます。

そういう状況でございますので、各部との連携は、当然強化をしていかななくてはなりません。ただ、いろんな指摘事項、また、関係等も

ありますので、基本的にその40日を完全に遵守しているかということにつきましては、いささか全額の100%実施ということはないのではなかろうかと思っております。当然、請け負っていただいた業者の方も、その工期を厳守していただき、その40日間の中の検査事項もごございますので、そういう状況も、発注者も、また、請け負っていただいた業者の方の理解、そういうところの連携も深めさせていただく必要があるのではなかろうかと思っております。

それと物品等につきましても、先ほどありました30日、当然支払いの請求書があつてということではありますが、いろいろ関係部におきましては、予算の執行の中でですね、やはり、発注と支払いというのが、多少遅れてる面もあるかなと、というような思いもしております。

また、その他の関係であります、議員さんご指摘の各、例えば、選挙の立会人の報酬とかですね、また、いろんな角度の調査表をしていただいた謝礼、旧町であれば、現金でですね、選挙の立会人さん等は、管理者が渡していたように思いますが、合併し、出納室の方からの支払いは、全部口座振替ということ、実施させていただいております。非常に、口座振替につきましては、当然、振込をする相手方の口座を設置しなくてはなりません。ただ、公共工事の発注というのは、業者等のそういう一括支払いということで、口座を設けていただいております。公共工事の支払いについては、その口座へ支払いするというので、ただ、臨時的にお願いをする。その他いろんな支払いをする関係については、そのたびに、口座を設置しなくてはならないという状況がございます。そういう状況の中でですね、非常に、各選挙であります、立会人さんを選んでいただきますと、実施していただき、後の請求書をいただく。その中で、口座を設置していただく。きしっと口座振替の手続きをし、実行をしていますと、その口座がなかったとかですね、いろんそういう矛盾点等も出ておるのも事実でございます。以前は、こうした公金管理という観点からですね、口座の振り替えということで、非常に厳密な方法の中で、支払いということも実施をさせていただいておる関係でございます。合併をし、そうした支払いの関係でですね、多少、その他の委員さんの報酬等にも、現金化が遅れるというのは、多少そういう思いも持っていたいところと思っておりますが、その支払いが遅延にしないかということについては、そういう作業については、非常に事務日数を要しているのも事実でございます。

ここらの点につきましてはですね、今後十分、そうした行政の方の事務執行がスムーズに行われるような、事前のある程度、連携も必要なかなというような思いもいたしております。

そういう関係の中で、支払い時期については、先ほど、政府の遅延防止に関する法律がございますけれども、支払い時期、第6条の基本を遵守させていただき、14条の中では、法律の準用という言葉がござ

います。それを、地方公共団体においては、その規約というのは、その法律を準用するということの1項目がございますので、市といたしましては、その項目を準用させていただき、今後の支払いをさせていただきたいというように思っております。

今後、こうした遅延のできるだけないような状況の中です。各関係課との連携を強化させていただき、進めたいというように思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○金行議員

議長。

○松浦議長

12番 金行哲昭君。

○金行議員

はい、金行です。今、総務部長に答弁いただいたんですけど、この分は、遅延というのは、市全体が調べたといっても、私も質問する前にある程度の聞き取り調査等々で調べた中で、やっぱり、全体的に、全市遅れていますね。それは、やっぱり、事務怠慢とか、それはいろいろ銀行振込になったから、こういって事務が大変だからといっても、この国、私のこれあるんですよ、政府の分で、払わにゃいけないという規定集が、遅れたらペナルティをかけられるようになっておるんです。それを今更、その調べてせいとは、私は言いませんが、こういうことは、逆に市の税金が遅れた、なったら、いろいろな条例で、市にこういう、くどうございますので、そこらは、逆ですからね、きちっと襟を正して、やるなら、いいって言えませんか。そこらを、私の考えとしては、市長に聞いて見たいんですが、独自の市の遅延条例をつくったらどうかと聞いてみたいところですが、これは、今部長が言われたように、国の分へ準用してやると言われますので聞きませんが、その準用するんなら、その規定にはまってしゃつとやらにゃあいけないと思うんですよ。そこらをもう一辺ね、市長でもよいし、担当部長でもよいし、そこらの思い、今までのぶんは送れたぶんは、いろいろありますが、それは、調べてそうせいとはいいませんが、その思いもありませんが、きしつとそういうのはやらにゃあいけないと思いますが、その心の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○松浦議長

再々質問の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

金行議員、いろいろ実態は調査の上でのご質問というように、私は承っております。したがって、この遅延の防止の法律に違反した事件も、恐らく実態的にはあるというように思いますし、また、物品の支払いについても、30日以内というのに、違反した事例も、恐らくあるというように私は金行議員のご質問から、受けておるわけでございます。そういうことがあるとすれば、やはり、決まりどおりに、我々は、やることは住民の信頼を得ると、こういうことになろうかと思っております。



最近、選挙の立会人の報酬がですね、遅れたという話も、私自身も直接聞いておるわけでございますので、今後、そのようなことのないように努力していきたいというように思います。

○松 浦 議 長

以上で金行哲昭君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明15日午前10時に再開をいたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後3時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員